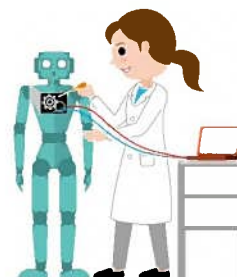


第4次本庄市男女共同参画プラン

ともに支えあい 誰もが かがやくまち 本庄

令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)



令和5年(2023年)3月

本 庄 市

はじめに

少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会を迎える中、豊かで活力ある社会を築くためには、あらゆる人の人権が尊重され、性別や年齢にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市では「本庄市総合振興計画」に基づき、平成30年3月に平成30年度から令和4年度までを計画期間とする「第3次本庄市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成を目指した施策を展開してまいりました。



しかしながら、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識やそれに起因する社会通念、慣行などは根強く残っています。また、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大して以降、DV相談件数や女性自殺者数が増加するなど、特に女性に対して大きな影響を与えたと考えられており、多くの深刻な課題が浮き彫りになっております。

こうした中、本市では、これまでのプランの基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化や新たに顕在化した課題に対応するため、「第4次本庄市男女共同参画プラン」を策定しました。

本プランには、令和4年度に実施した男女共同参画に関する市民アンケートの結果を反映させるとともに、第3次プランに引き続き、「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」及び「本庄市女性活躍推進計画」を盛り込んでおります。

今後は、本計画に基づき、「ともに支えあい 誰もがかがやくまち 本庄」を推進イメージに掲げ、市民、事業者、関係者の皆様とともに、取り組みを進めてまいりますので、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたりまして、貴重な御提言をいただきました「本庄市男女共同参画審議会」の各委員様をはじめ、関係各位の皆様、心から厚くお礼を申し上げます。

令和5年(2023年)3月

本庄市長

吉田信解

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2

第2章 男女共同参画を取り巻く本庄市の現状と課題

1 本庄市の現状

(1) 人口・世帯数の動向	3
(2) 少子高齢化の進行	6
(3) 就業に関する現状	8
(4) 審議会等における女性の参画状況	13
(5) 配偶者等からの暴力の発生状況	15
(6) 男女共同参画に関する意識調査結果	17

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き	21
(2) 国の動き	22
(3) 埼玉県の動き	25
(4) 本庄市の動き	27

3 課題の取りまとめ

(1) 男女の平等感と性別による固定的な役割分担意識	29
(2) 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	29
(3) 労働と生活	30
(4) 女性に対する暴力について	30

第3章 計画策定の方向

1 推進イメージ	32
2 施策体系	33

第4章 施策の展開

政策目標1 人権が尊重される意識づくり	35
---------------------	----

施策の大項目(1) 人権を尊重する意識啓発	36
施策の大項目(2) 男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進	37
施策の大項目(3) 配偶者等からの暴力(DV)の根絶 (「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」)	38

政策目標2 男女共同参画の体制づくり	40
施策の大項目(1) 政策や方針の立案及び決定の場への男女共同参画	40
政策目標3 働きやすい就業環境づくりと安心できる家庭生活	42
施策の大項目(1) 誰もが働きやすい環境づくり	42
(「本庄市女性活躍推進計画」)	
施策の大項目(2) 子育てや介護を担う家族への支援	44
施策の大項目(3) 安心して暮らせる生活への支援	46
政策目標4 心とからだの健康づくり	49
施策の大項目(1) 健康づくりへの支援	49
施策の大項目(2) 生涯を通じた女性の健康支援	51
政策目標5 市民との協働による男女共同参画の推進	52
施策の大項目(1) 市民や様々な団体等との連携	52

第5章 計画の推進体制

1 PDCA サイクルによる本計画の推進	54
2 市民・関係団体との連携	54
3 男女共同参画条例の制定	54

参考資料

1 法令	
日本国憲法(抄)	56
男女共同参画社会基本法	56
埼玉県男女共同参画推進条例	60
本庄市男女共同参画審議会条例	62
本庄市男女共同参画審議会規則	63
本庄市男女共同参画推進会議設置要綱	64
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	65
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	73
2 推進指標一覧	80
3 男女共同参画に関する年表	81
4 計画策定の経過	85

本庄市男女共同参画審議会委員名簿

86

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

私たちを取り巻く社会は、経済活動の成熟化や情報化、国際化、家族形態の多様化、少子高齢化やその進行に伴う人口減少社会の到来などにより、急速に変化しています。

一方、地方分権が進む中、地域が抱える課題に対して、地域の実情に応じた主体的な活動が求められています。

このような変化を乗り越えていくためには、地域に住むすべての人が、その個性と能力を存分に発揮して、多様で活力ある地域づくりを進めていくことが重要です。

私たちは、社会経済のあらゆる分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないことや、雇用分野における男女間格差が存在していること、仕事と子育てや介護等の両立の困難、女性に対する暴力の根絶など、多くの課題に取り組む必要があります。

本庄市では、平成20年に「本庄市男女共同参画プラン」を策定、平成25年には「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」と東日本大震災の教訓を活かした男女共同参画の視点による防災体制を盛り込んだ「第2次本庄市男女共同参画プラン」を、平成30年には「第3次本庄市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的に推進してまいりました。

本計画は、現行計画の計画期間の満了に伴い、「本庄市総合振興計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法及び旧プランを踏まえ、総合的かつ計画的に推進するための基本計画として新たに策定したものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき男女共同参画社会づくりの施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「埼玉県男女共同参画基本計画」（令和4～8年度）を踏まえるとともに、「本庄市総合振興計画」や本庄市が定める諸計画との整合を保つ内容としています。
- (3) この計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の市町村推進計画にあたります。
本計画第4章「政策目標1人権が尊重される意識づくり－施策の大項目(3) 配偶者等からの暴力(DV)の根絶」を「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」に位置づけ、「政策目標3働きやすい就業環境づくりと安心できる家庭生活－施策の大項目(1) 誰もが働きやすい環境づくり」を「本庄市女性活躍推進計画」に位置づけます。
- (4) この計画は、本庄市男女共同参画審議会の意見を尊重するとともに、本市及び埼玉県で実施した男女共同参画に関する意識調査、またパブリックコメントを通して寄せられた市民の意見等をもとに策定しました。
- (5) この計画は、議会代表者・関係団体・関係機関の代表者による本庄市男女共同参画審議会、関係各課により、計画内容の検討を行いました。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とします。

第2章 男女共同参画を取り巻く本庄市の現状と課題

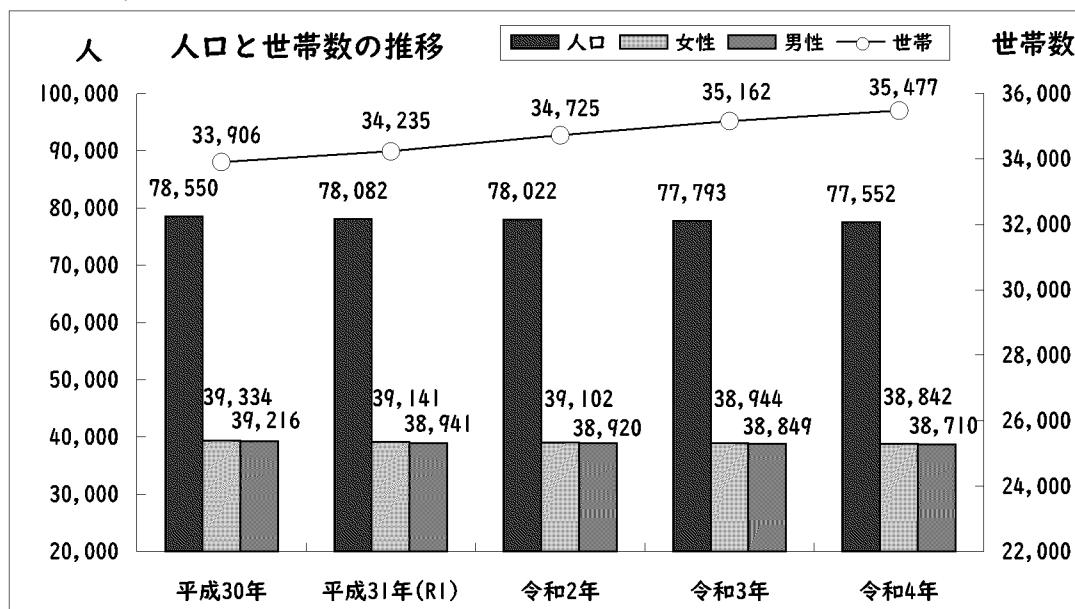
I 本庄市の現状

(1) 人口・世帯数の動向

①人口と世帯数の推移

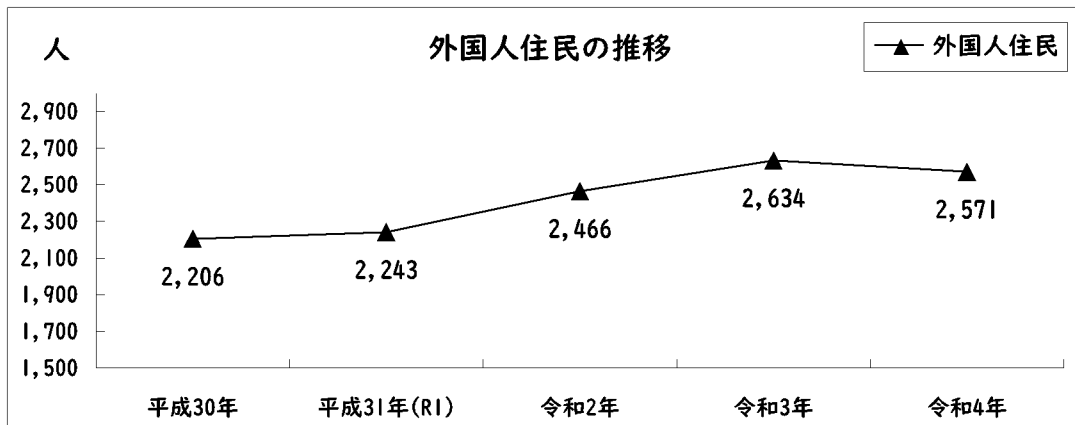
本市の総人口は、漸減傾向にありますが、世帯数は年々増加しています。
 令和4年4月1日時点の人口は77,552人です。（男性38,710人、女性38,842人）外国人住民は増加傾向にあります。

図表-1-①



資料：本庄市住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表-1-②

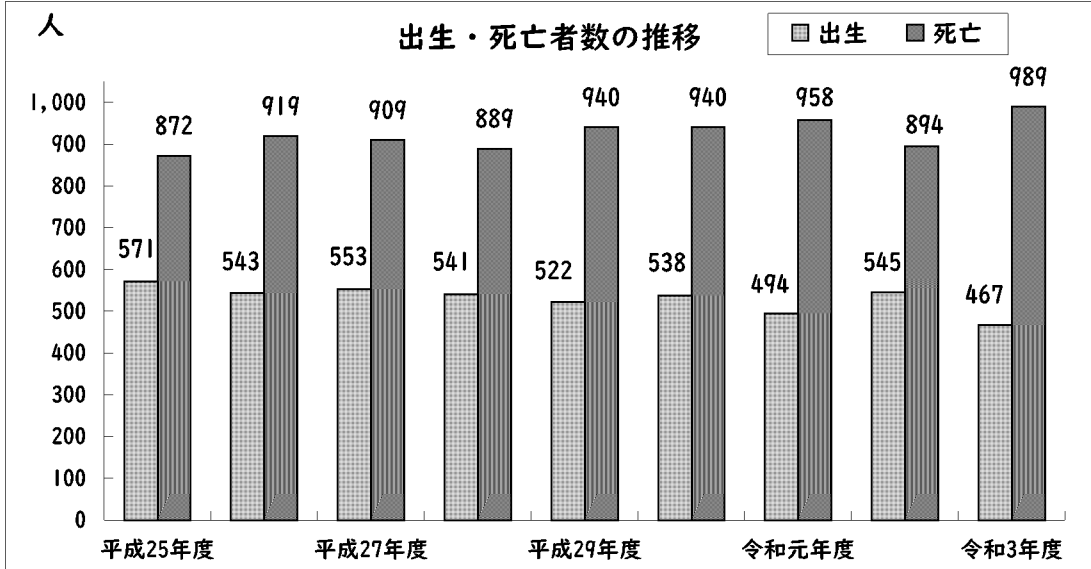


資料：本庄市住民基本台帳（各年4月1日現在）

②出生・死亡者数の推移

本市の年度ごとの出生・死亡者数の推移を見ると、死亡数が出生数を大幅に上回る状況が継続していることがわかります。

図表-2

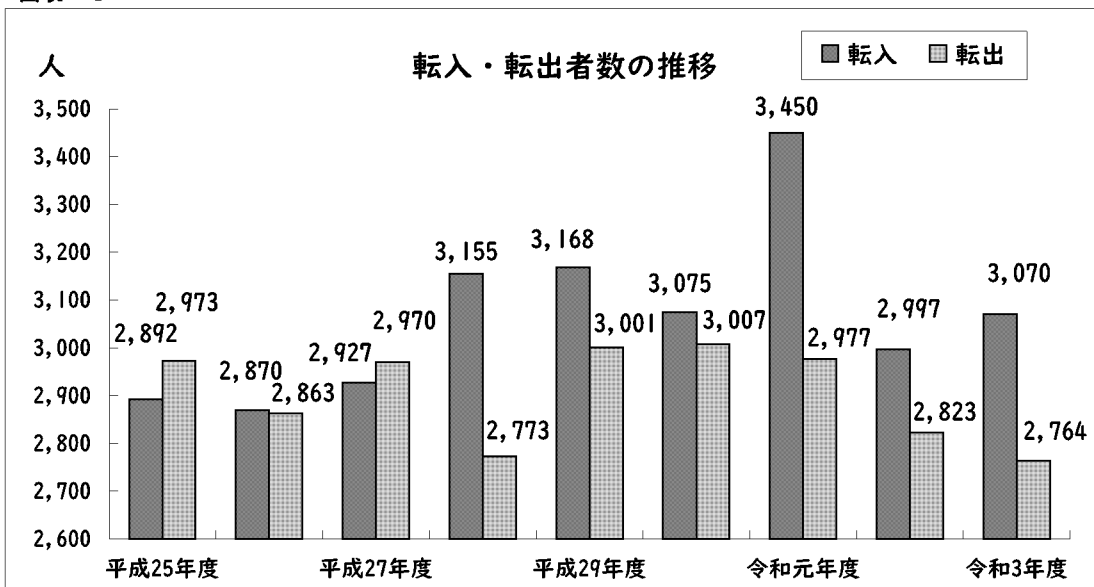


資料：本庄市住民基本台帳

③転入・転出者数の推移

平成27年度以降、転入者が転出者を継続的に上回っています。

図表-3

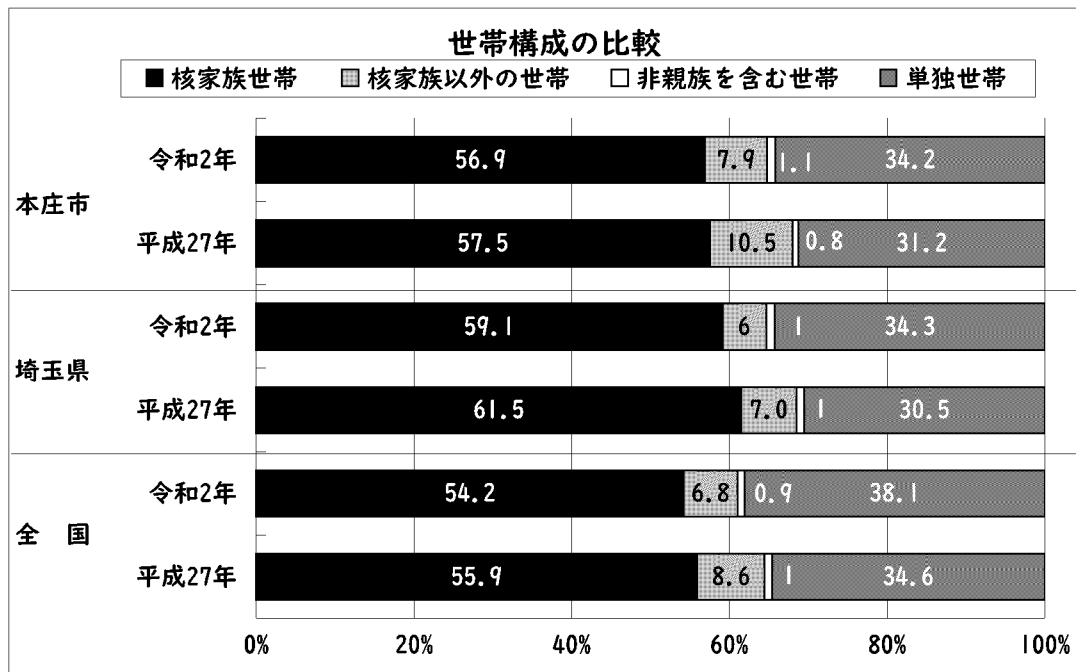


資料：本庄市住民基本台帳

④世帯構成

本市の世帯構成は、県や全国と同様に、「核家族世帯」及び「核家族以外の世帯」の比率が減少し、「単独世帯」の比率が増加しています。

図表－４



資料：平成27年・令和2年国勢調査

図表－５ 本庄市の世帯数の推移

		核家族世帯	核家族以外の世帯	非親族を含む世帯	単独世帯	(再掲)母子世帯	(再掲)父子世帯	合計
		令和2年	世帯数	18,714	2,598	353	11,240	
	構成比%	56.9%	7.9%	1.1%	34.2%	1.3%	0.2%	100%
平成27年	世帯数	17,773	3,250	253	9,635	431	61	30,911
	構成比%	57.5%	10.5%	0.8%	31.2%	1.4%	0.2%	100%

資料：平成27年・令和2年国勢調査

用語解説

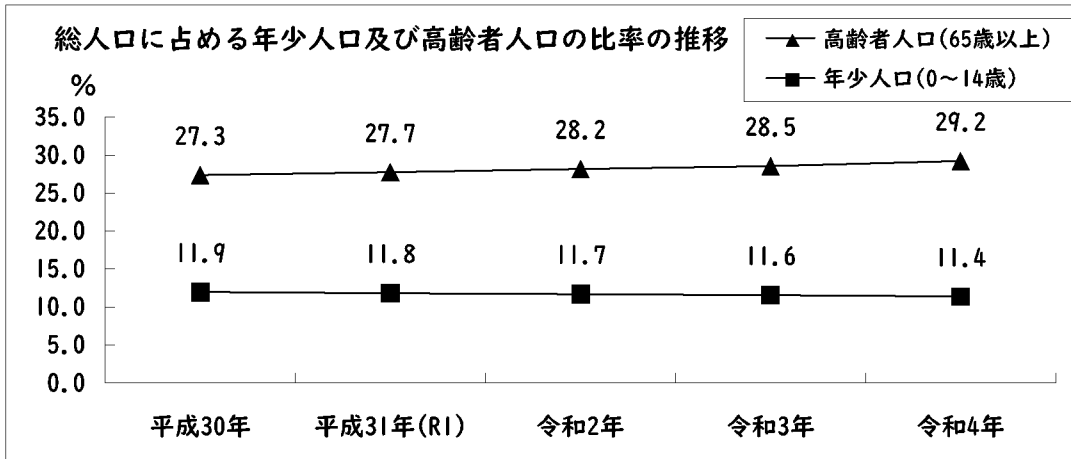
- 核家族世帯** : 夫婦のみ、夫婦と子供、男親（又は女親）と子供 から成る世帯
- 核家族以外の世帯** : 夫婦と親、夫婦と子供と親
 夫婦と他の親族（親・子供を含まない）
 夫婦・子供と他の親族（親を含まない）
 夫婦・親と他の親族（子供を含まない）
 夫婦・子供・親と他の親族
 兄弟姉妹のみ から成る世帯
 他に分類されない世帯
- 非親族を含む世帯** : 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
- 単独世帯** : 世帯人員が一人の世帯

(2) 少子高齢化の進行

①総人口に占める年少人口及び高齢者人口の比率の推移

本市の年少人口と高齢者人口それぞれの総人口に占める比率の推移から、年少人口比率が下がり続ける一方で、高齢者人口比率は上がり続けており、その差は拡大を続けていることがわかります。

図表-6

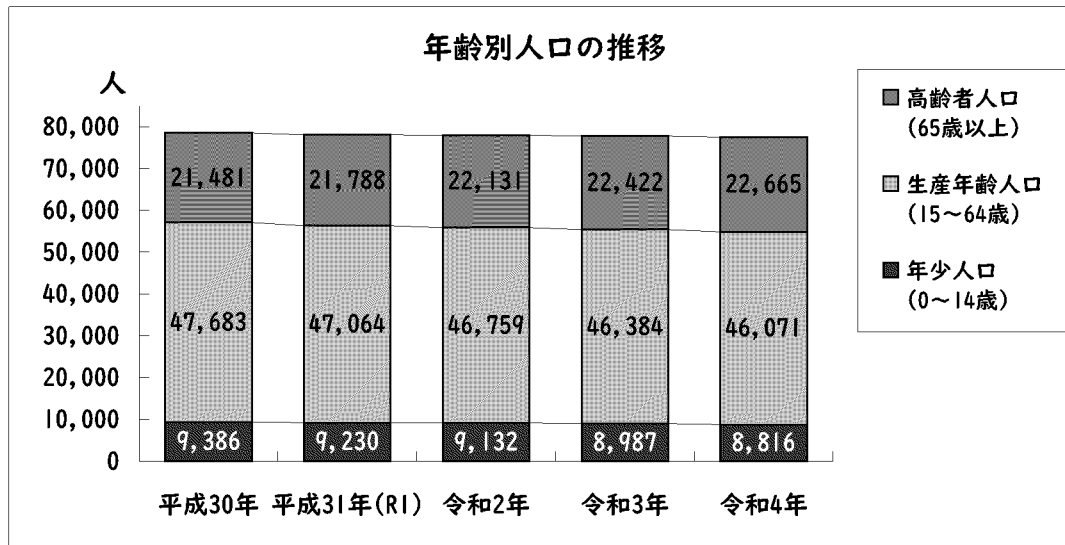


資料：本庄市住民基本台帳（各年4月1日現在）

②年齢別人口の推移

本市の令和4年の年少人口（0～14歳）は8,816人、生産年齢人口（15～64歳）は46,071人、高齢者人口（65歳以上）は22,665人となっています。年を追う毎に、少子高齢化が進んでいることを示しています。

図表-7

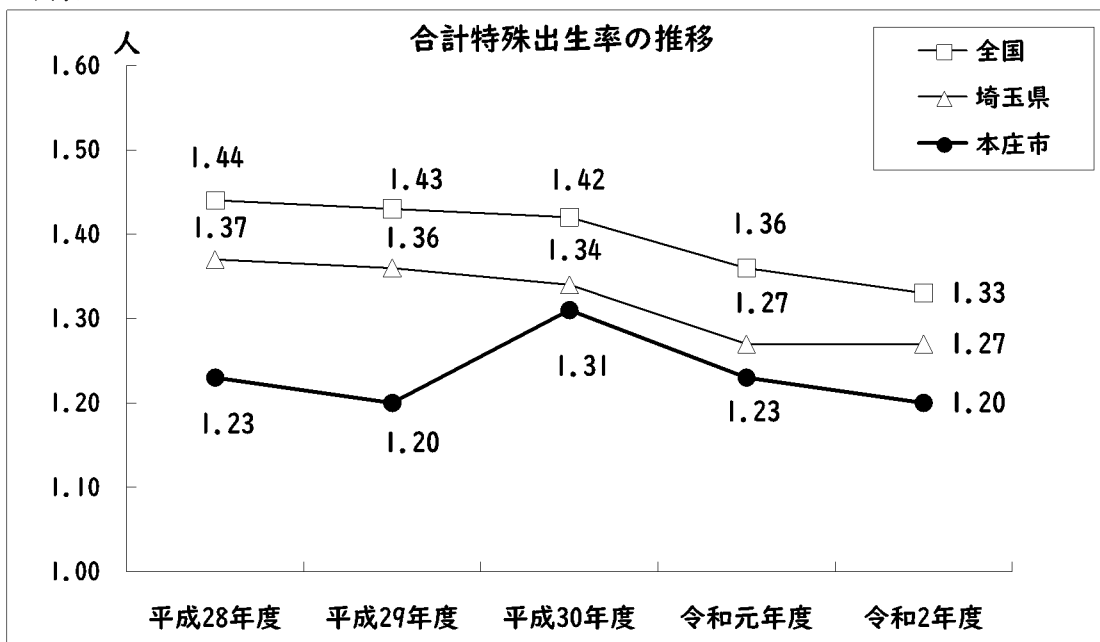


資料：本庄市住民基本台帳（各年4月1日現在）

③少子化の進行

本市の合計特殊出生率は、平成30年に一時的に上昇しましたが、その後は下落しており、依然として全国・埼玉県より低い水準で推移しています。

図表－8



資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

用語解説

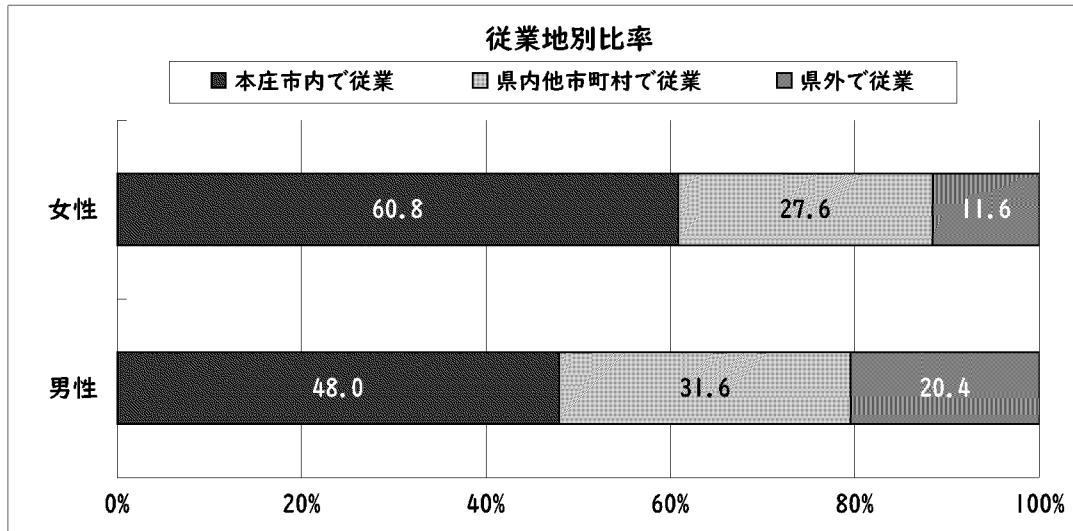
合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数

(3) 就業に関する現状

① 従業地

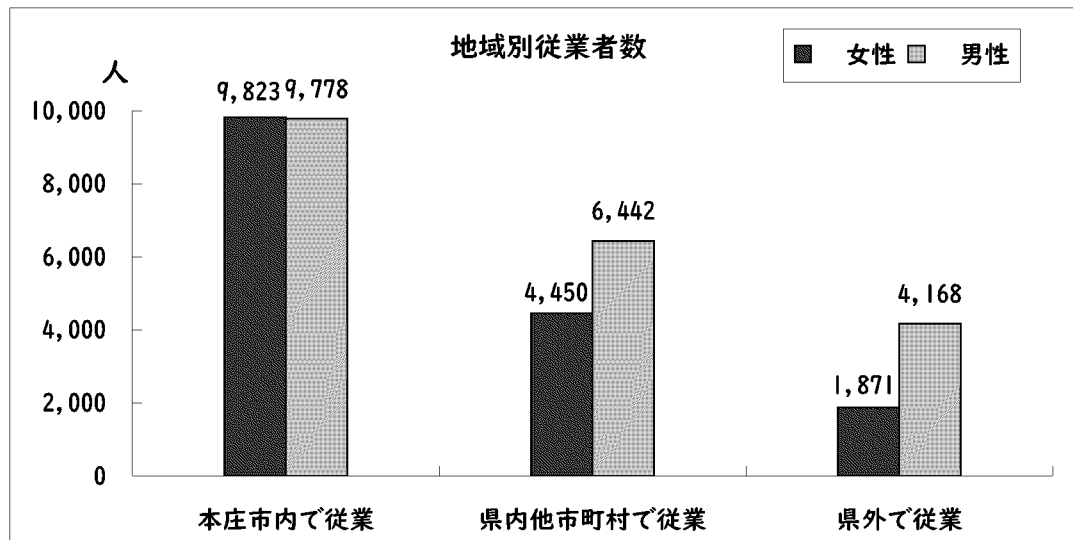
本市の就業者の従業地を見ると、特に女性は市内での従業が多く、約61%が市内で働いていることがわかります。

図表-9



資料：令和2年国勢調査

図表-10



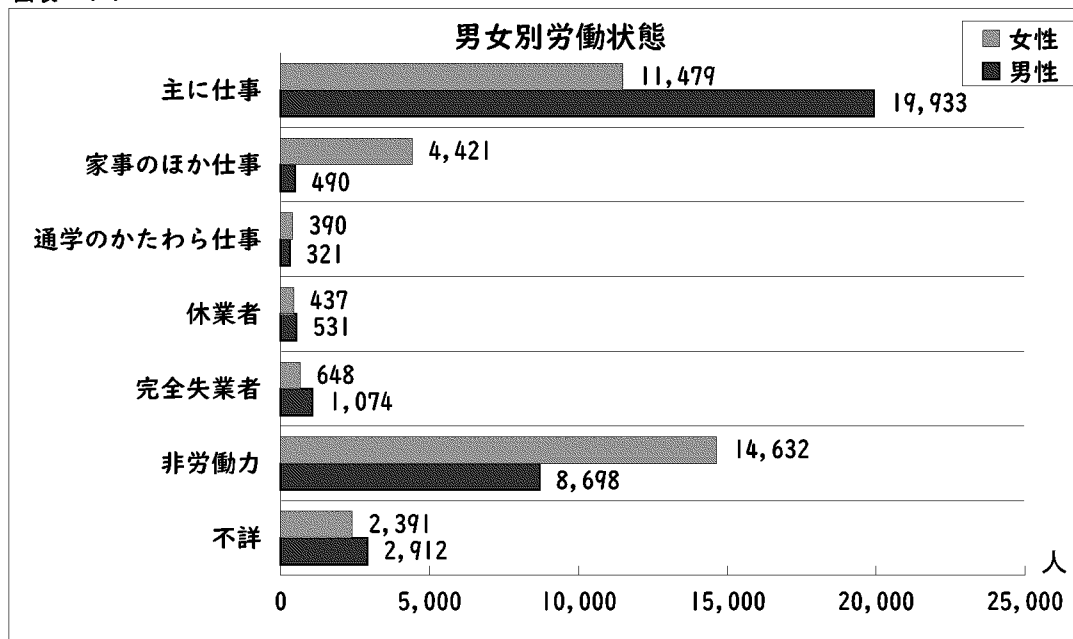
資料：令和2年国勢調査

②労働状態

本市の男女別労働状態を見ると、「主に仕事」をしている女性は男性の約6割となっており、「非労働力」や「家事のほか仕事」についても、女性の数が多くなっています。

その中で、「主に仕事」をしている女性は、前回国勢調査時の10,347人と比較して11%増加しており、働く女性の数は増加しています。

図表-11



資料：令和2年国勢調査

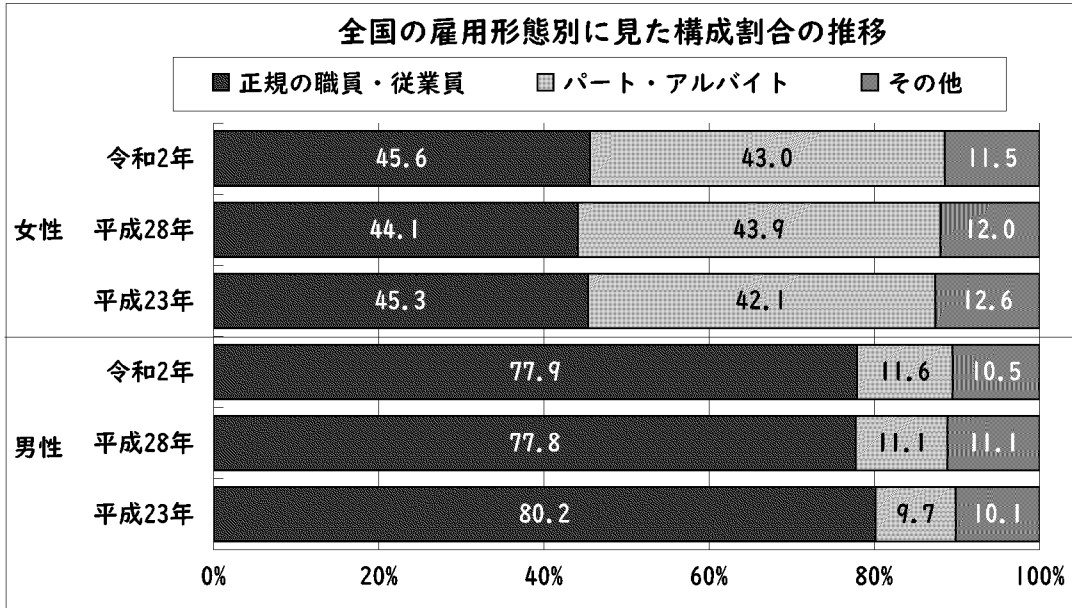
用語解説

- 主に仕事 : 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合
- 家事のほか仕事 : 主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合
- 通学のかたわら仕事 : 主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合
- 休業者 : 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めて30日未満、あるいは勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったかもらうことになっている場合
- 完全失業者 : 調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申込みなどして積極的に仕事を探していた人
- 非労働力 : 調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

③雇用形態

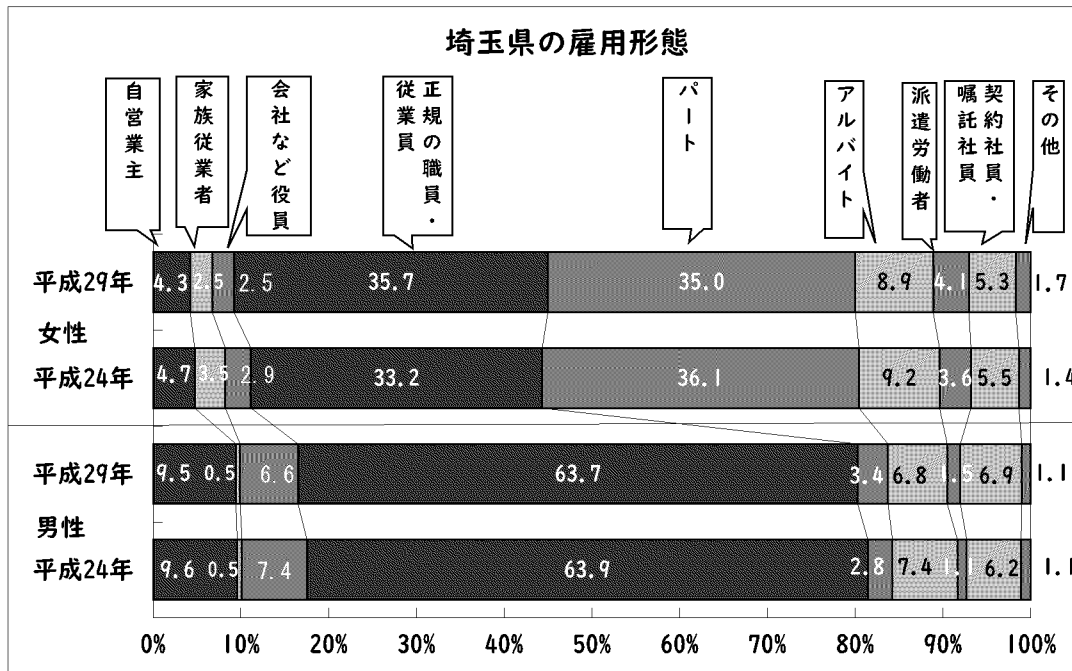
全国の雇用形態を見ると、男女とも正規の職員・従業員の比率は上昇しています。パート、アルバイト等の非正規雇用者の比率は男性で横ばい、女性では低下しています。非正規雇用者数はコロナ禍による影響を受けて、減少したと推測されます。

図表-12



資料：総務省「労働力調査年報」

図表-13

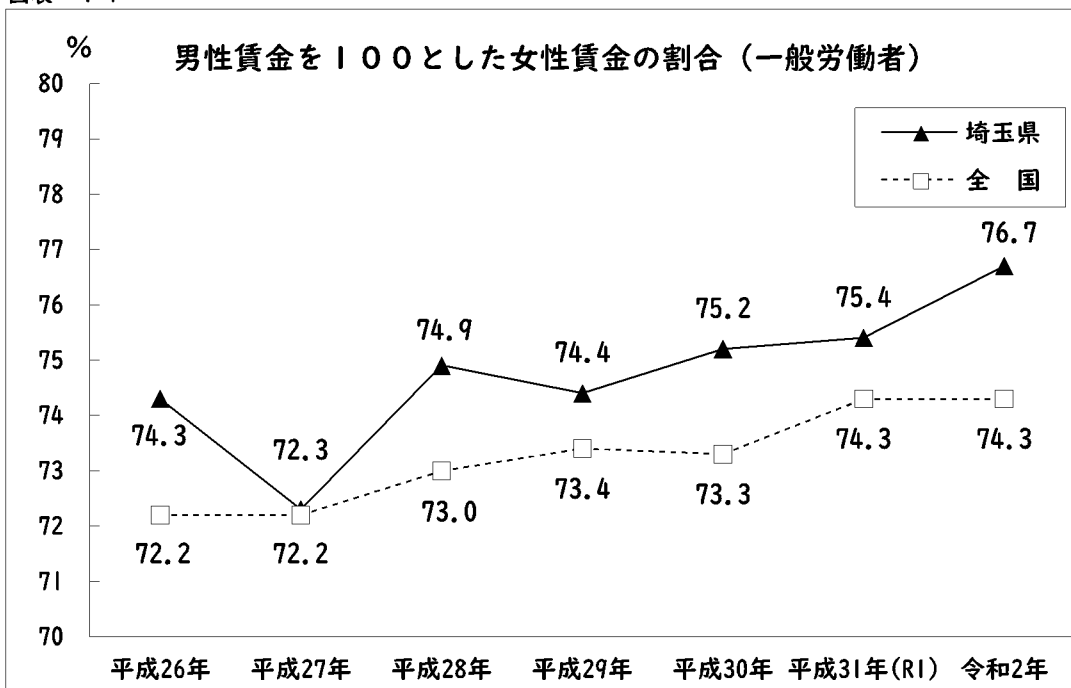


資料：総務省「就業構造基本調査」

④男女の賃金格差の推移

一般男性労働者の平均賃金水準を100とした場合、令和2年の埼玉県的一般女性労働者の水準は76.7となっており、賃金格差は緩やかに縮小を続けています。

図表－14



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

用語解説

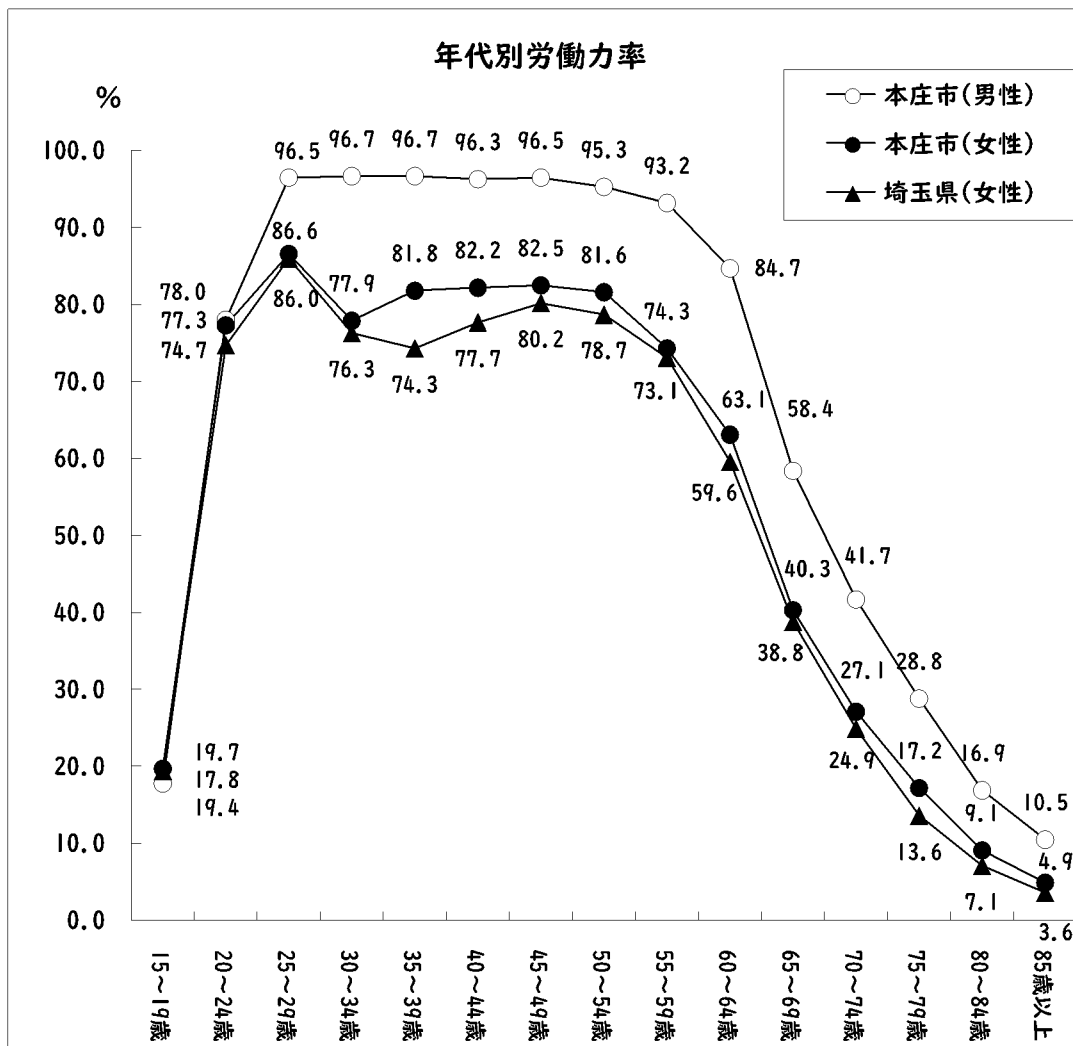
一般労働者：所定労働時間が適用されている労働者。パートタイム労働者は含まない。

⑤年代別労働力率

女性の年代別労働力率を見ると、30歳代で一旦落ちこむ傾向が見られ、このグラフ形状から、「M字型曲線」と言われています。

本市の場合は、埼玉県よりもM字の底は浅くなっています。

図表-15



資料：令和2年国勢調査

用語解説

労働力率：人口に占める働く人の割合

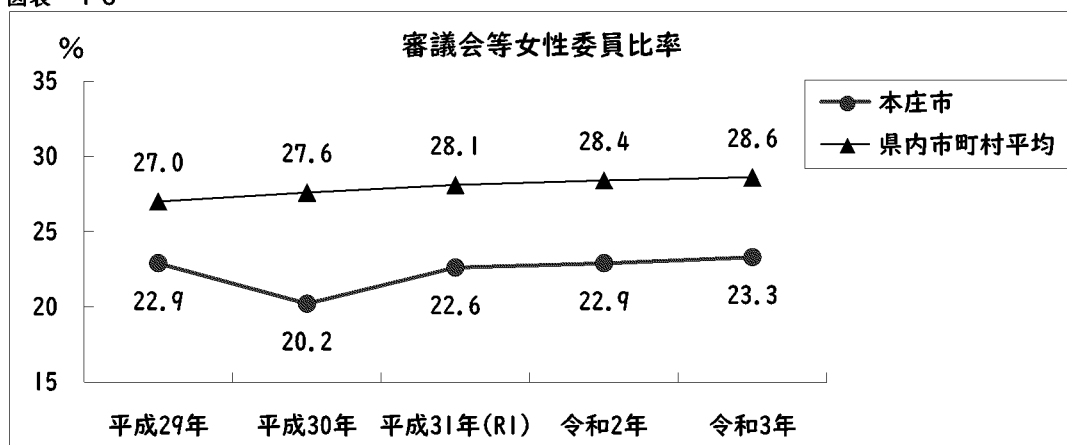
(4) 審議会等における女性の参画状況

① 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等

本市の総合振興計画では、審議会等における女性委員の比率を令和4年度までに30%にすることを目指していますが、令和3年4月1日時点で23.3%にとどまっています。

なお、「本庄市審議会等の設置及び運営に関する要綱」においても、「女性委員を積極的に登用するものとし、委員に占める女性の割合が3割以上になるよう努めるものとする」としています。

図表-16

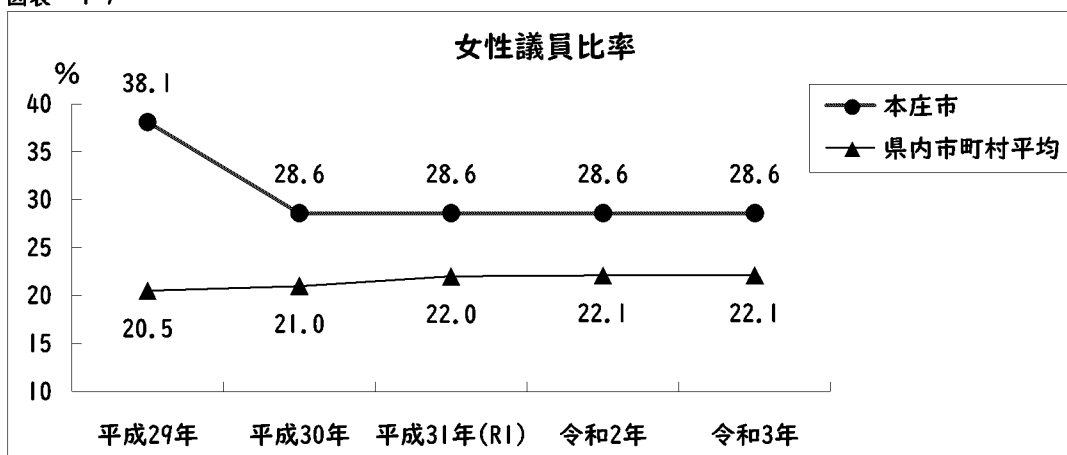


資料：埼玉県男女共同参画に関する年次報告（各年4月1日）

② 市議会議員

市議会議員については、令和3年4月1日時点で女性議員の占める割合は28.6%となっており、県内市町村平均の22.1%に比べて6.5ポイント高い状況です。

図表-17

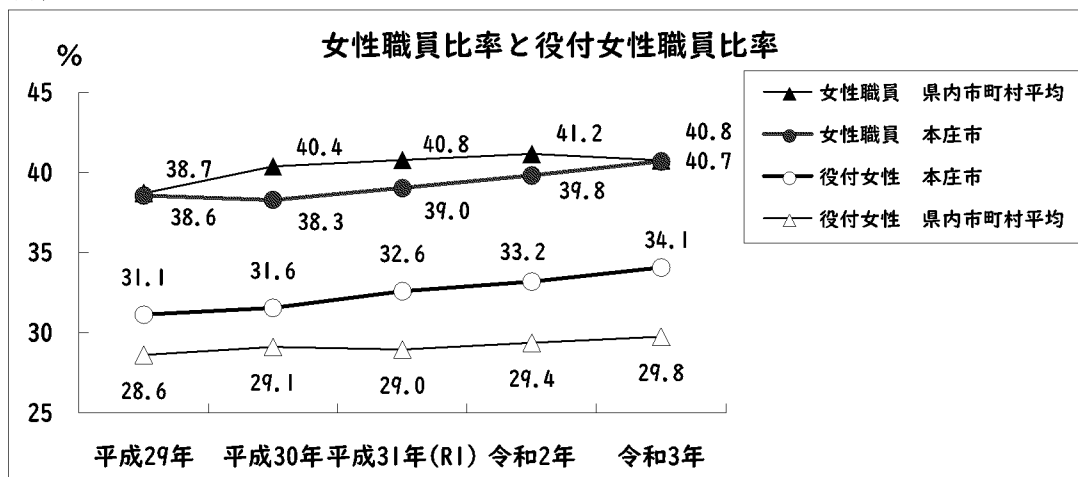


資料：埼玉県男女共同参画に関する年次報告（各年4月1日）

③自治体職員

令和3年4月1日時点で本市職員に占める女性職員の比率は40.7%で、県内市町村平均の40.8%と同水準です。係長級以上の役付女性職員については、本市が34.1%となり、県内市町村平均の29.8%を4.3ポイント上回っています。

図表-18



資料：埼玉県男女共同参画に関する年次報告(各年4月1日)

④自治会長

本市では、令和3年4月1日時点で、女性の自治会長の比率は0%です。県内市町村の平均値は5.3%です。

図表-19

市町村名	総数	うち女性	女性比率
本庄市	85	0	0.0%
熊谷市	363	16	4.4%
秩父市	80	1	1.3%
深谷市	200	1	0.5%
県内市町村合計	7,177	383	5.3%

資料：埼玉県男女共同参画に関する年次報告

⑤市町村防災会議委員

本市では、令和3年4月1日時点で、女性の市町村防災会議委員は10.3%で、県内市町村平均より1.9ポイント低くなっています。

図表-20

市町村名	総数	うち女性	女性比率
本庄市	39	4	10.3%
熊谷市	49	3	6.1%
秩父市	48	3	6.3%
深谷市	46	3	6.5%
県内市町村合計	2,016	246	12.2%

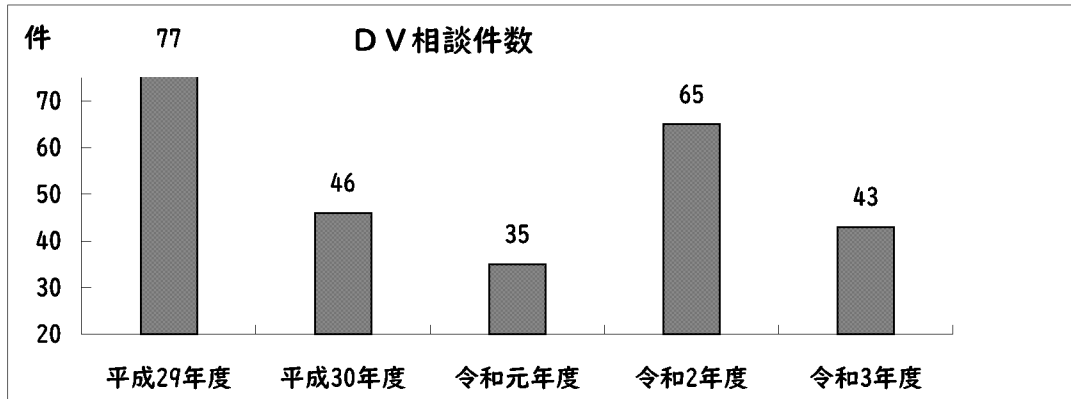
資料：埼玉県男女共同参画に関する年次報告

(5) 配偶者等からの暴力の発生状況

①ドメスティック・バイオレンス※相談件数

本市のDV相談件数は、平成29年度以降減少していましたが、令和2年度に前年比で大きく上昇しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が影響しています。

図表-21



資料：市民活動推進課

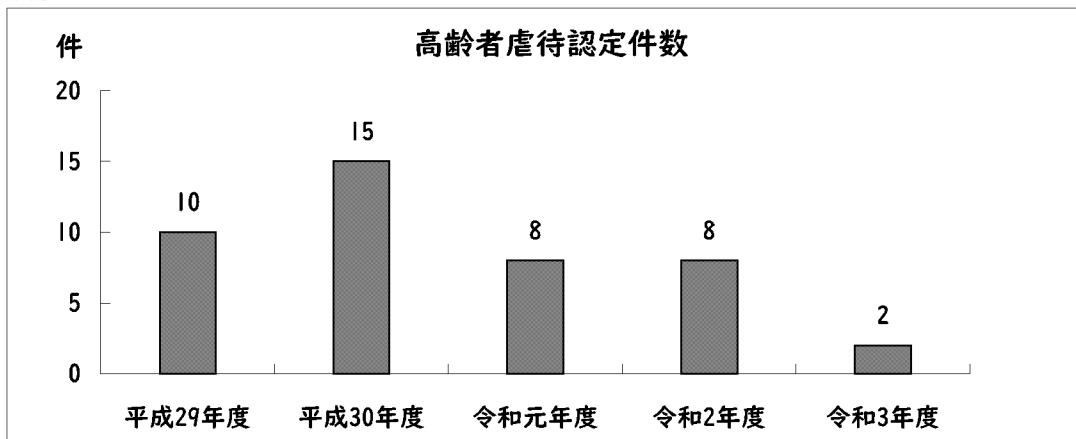
用語解説

ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人など、親密な間柄で振るわれる暴力。

②高齢者虐待認定件数

本市の高齢者虐待認定件数は、平成30年度以降は減少傾向にあります。

図表-22

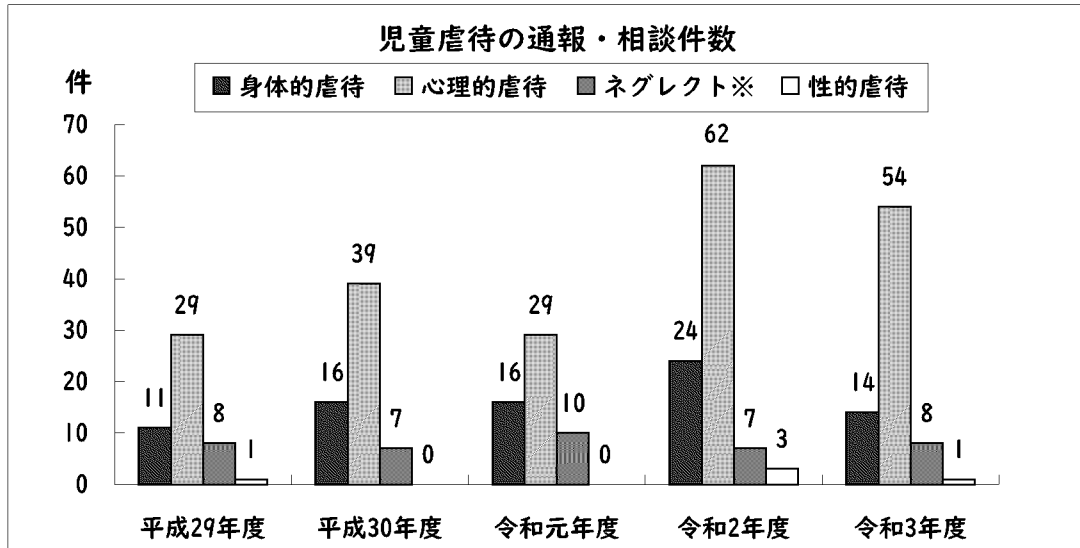


資料：地域福祉課

③児童虐待の通報・相談件数

本市の児童虐待通報・相談件数は、増加傾向にあります。

図表－23



資料：子育て支援課

用語解説

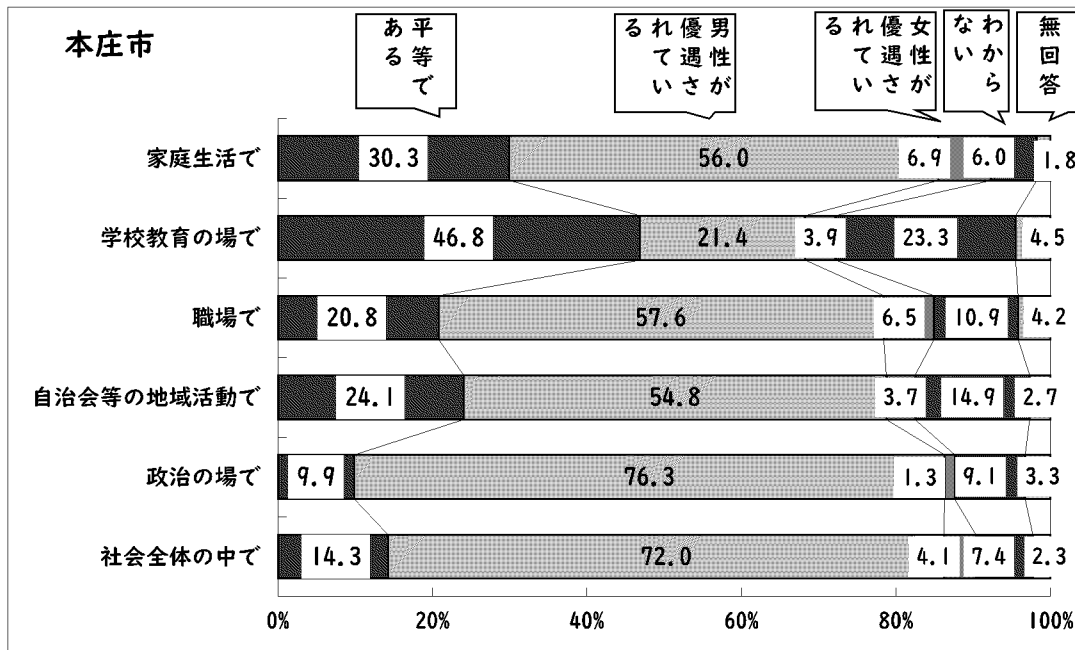
ネグレクト：特に幼児や児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ることを指す場合が多く、育児放棄とも言います。

(6) 男女共同参画に関する意識調査結果

① 男女の地位の平等感

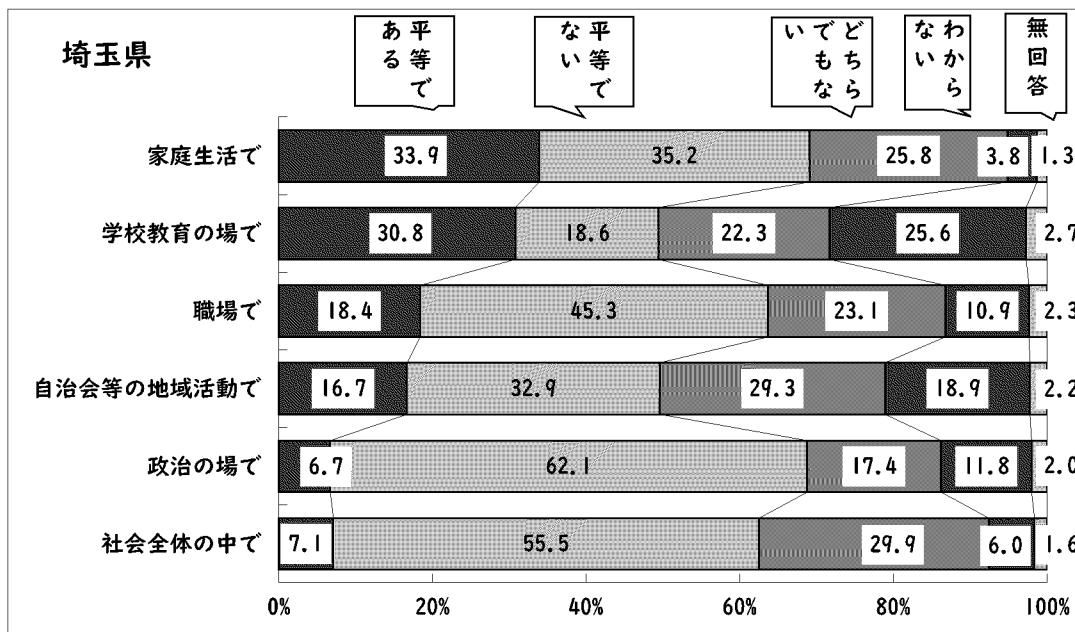
男女の地位の平等感についてたずねたところ、市の調査では、【学校教育の場で】46.8%の方が平等であると回答していますが、それ以外の項目では、「男性が優遇されている」という回答が過半数を超えています。県の調査では、【家庭生活で】と【学校教育の場で】で3割台の方が「平等である」と回答していますが、それ以外の項目では、「平等でない」という回答が「平等である」という回答を大幅に上回っています。

図表-24



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年）

図表-25

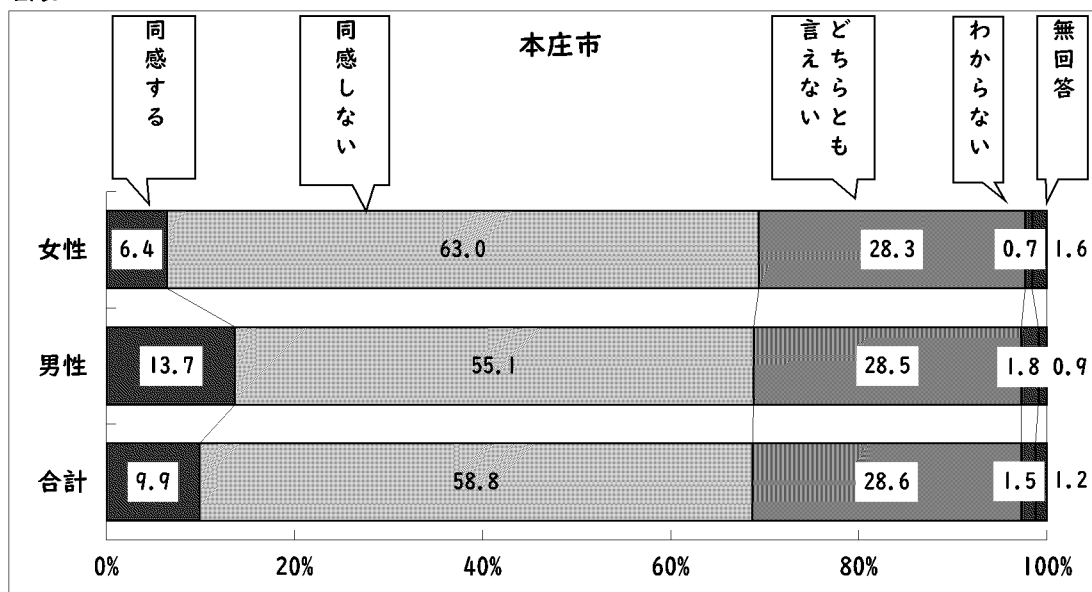


資料：埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査（令和2年）

②性別による固定的な役割分担意識

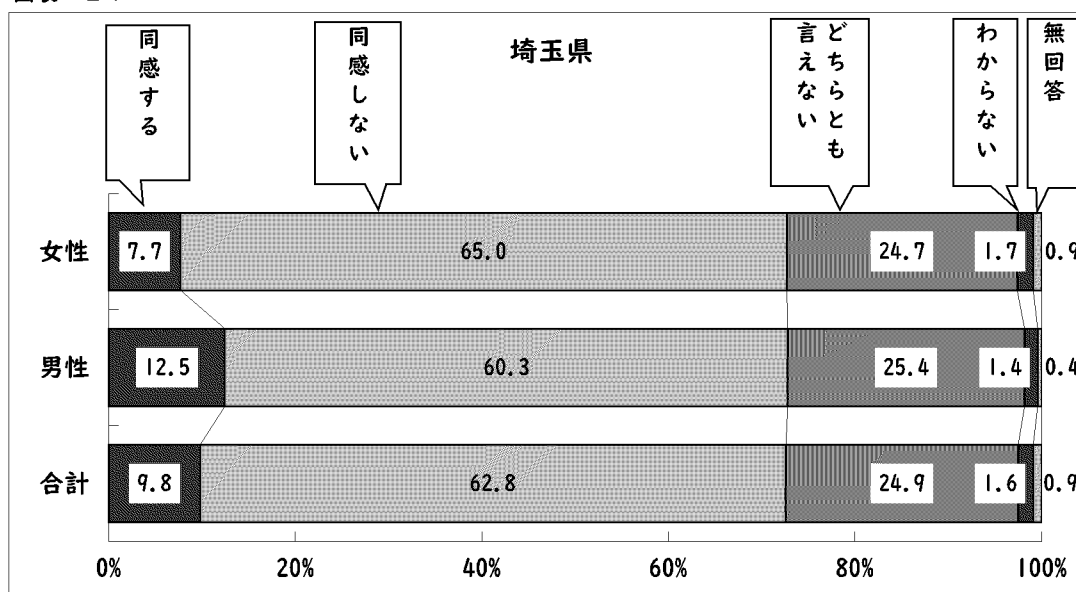
「男は仕事、女は家庭」という、性別による固定的な役割分担意識についてどう思うかたずねたところ、市の調査（男女計）では、「同感する」と答えた人の比率は9.9%で、「同感しない」と答えた人は58.8%でした。県の調査（男女計）と比較すると、「同感しない」と答えた人の割合が4ポイント低いことがわかります。また、男女で比較すると、男性の方が女性より、性別による固定的な役割分担意識が強いことがわかります。

図表－26



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年）

図表－27

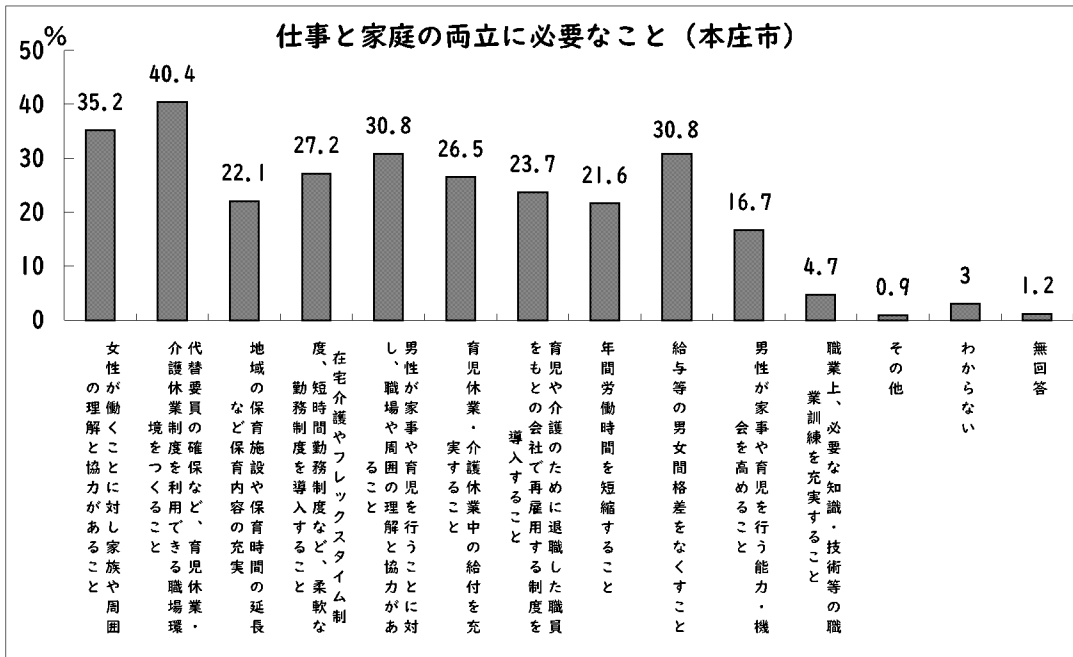


資料：埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査（令和2年）

③仕事と家庭の両立に必要なこと

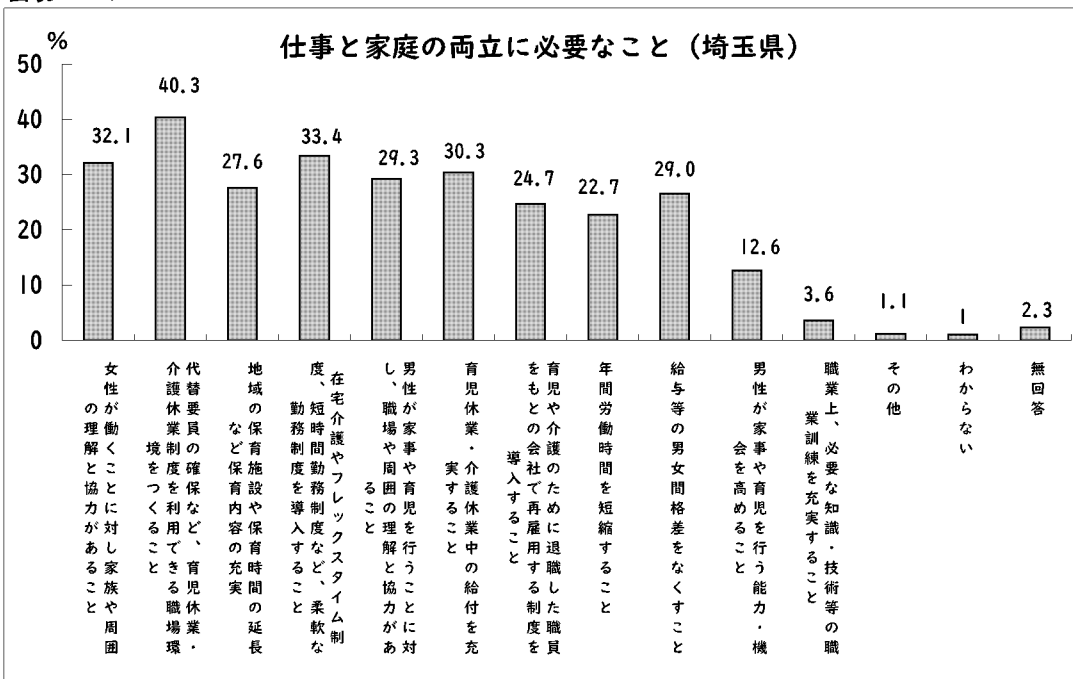
仕事と家庭の両立に必要なことをたずねたところ、市と県それぞれの調査で「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」が4割と最も高く、市の調査では「女性が働くことに対し家族や周囲の理解と協力があること」が、県の調査では「在宅介護やフレックスタイム制度、短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度の導入」が続いています。

図表－28



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年）

図表－29

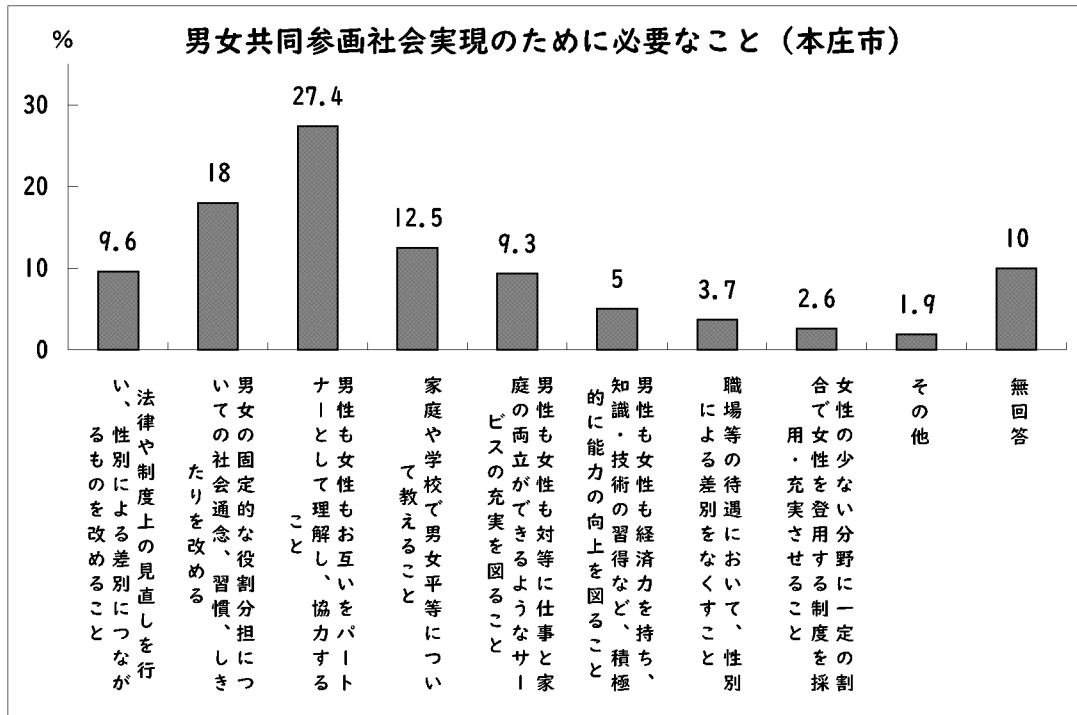


資料：埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査（令和2年）

④男女共同参画社会実現のために必要なこと

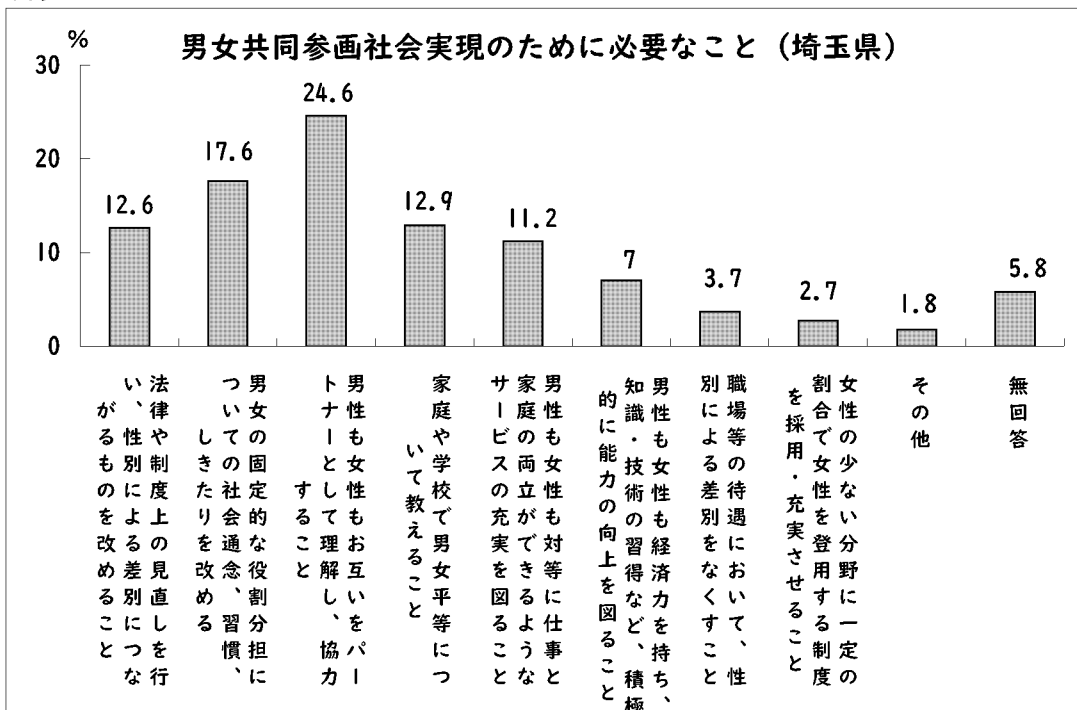
社会のあらゆる分野で、男女がバランスよく積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思うかをたずねたところ、市と県のそれぞれの調査で「男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力すること」が最も高く、約4人に1人の方が選択しています。

図表-30



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年）

図表-31



資料：埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査（令和2年）

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合（以下「国連」という。）が、国連総会において昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とすることを決議しました。

●昭和50年（1975年）国際婦人年

国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ）

「平等・発展・平和」を目標とした女性の地位向上のための「世界行動計画」が採択され、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までの10年間を「国連婦人の10年」とし、目標達成に向けて世界的な行動が始まりました。

●昭和54年（1979年）

第34回国連総会開催（ニューヨーク）

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。

●昭和60年（1985年）

「国連婦人の10年」最終年世界会議開催（ナイロビ）

西暦2000年に向けて各国が取り組むべき指針（ガイドライン）として、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

●平成7年（1995年）

第4回国連世界女性会議開催（北京）

21世紀に向けて女性の地位向上の指針となる「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は、女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）であるとされ、12の重大問題領域（貧困、教育と訓練、女性に対する暴力や女兒等）が設定され、平成8年（1996年）までに各国政府に国内行動計画を策定することが求められました。

●平成12年（2000年）

女性2000年会議開催（ニューヨーク）

「北京宣言」及び「行動綱領」についての実施状況の見直し、評価と更なる行動等が検討され、「北京宣言」及び「行動綱領」の完全実施に向けた「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブ」（成果文書）が採択されました。

●平成17年（2005年）

第49回国連婦人の地位委員会（通称：北京+10）開催（ニューヨーク）

「北京宣言」、「行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進することが確認されました。

●平成22年(2010年)

第54回国連婦人の地位委員会(通称:北京+15)開催(ニューヨーク)

「北京宣言」、「行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価について、「宣言」及び7項目からなる「決議」が採択されました。

●平成23年(2011年)

女性に関する4つの機関、国連女性地位向上部(DAW)、国際婦人調査訓練研究所(INSTRAW)、国連ジェンダー問題特別顧問事務所(OSAGI)、国連女性開発基金(UNIFEM)を統合して、新たな機関「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)」が発足しました。

●平成24年(2012年)

第56回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)

「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案が採択されました。この決議は、防災、災害対応、復旧復興の全ての段階における女性の参画や女性のニーズへの配慮を求めること等を内容としています。

●平成26年(2014年)

第58回国連女性の地位委員会開催(ニューヨーク)

「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案が採択されました。この決議は、前回の決議内容に加え、災害に強い社会づくりと、それに向けた平時での女性参画の重要性等の点を強調した内容となっています。

●平成27年(2015年)

第59回国連女性の地位委員会「北京+20」記念会合開催(ニューヨーク)

日本政府はジェンダー平等及び女性のエンパワメントを重視し、国内外で「女性が輝く社会づくり」に取り組んでいることを紹介しました。

●令和2年(2020年)

第64回国連女性の地位委員会「北京+25」開催(ニューヨーク)

「北京宣言」及び「北京行動綱領」の完全な実現に向けて取り組みを強化する「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」が採択されました。

(2) 国の動き

●昭和50年(1975年)

「世界行動計画」の内容を国内施策に取り入れるため、女性の地位向上のための国内本部機構として総理府(現内閣府)に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

●昭和52年(1977年)

今後10年間の女性関連施策の方向性を示した「国内行動計画」を策定し、女性問題解決についての目標を明らかにしました。

●昭和60年(1985年)

国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定や家庭科の男女共修など国内法等の整備を進め、世界で72番目に女子差別撤廃条約を批准しました。

●昭和62年(1987年)

「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

●平成6年(1994年)

「婦人問題企画推進本部」を発展させ、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」を設置し、併せて、総理府大臣官房に「男女共同参画室」を、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置して国の推進体制を拡充、強化しました。

●平成8年(1996年)

北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」や男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、「男女共同参画2000年プラン」を総合的・体系的に整備しました。

●平成11年(1999年)

「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定づける最重要課題として位置づけられました。

●平成12年(2000年)

基本法に基づき、「男女共同参画社会基本計画」を策定し、今後実施する施策の基本的な方向や具体的な施策の内容を示しました。

●平成13年(2001年)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る目的で、配偶者等からの暴力(DV)にかかる通報、相談、保護、自立支援等の態勢整備が盛り込まれた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が制定されました。

●平成16年(2004年)

DV防止法の一部を改正する法律が施行されました。これにより、都道府県に基本計画の策定が義務づけられたほか、配偶者からの暴力の定義が精神的暴力・性的暴力を含むものとして拡大されるとともに、保護命令制度が拡充されました。

●平成17年(2005年)

「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定され、12の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成32年(2020年)までを見通した施策の基本的方向と平成22年度(2010年度)末までに実施する具体的施策の内容が提示されました。

●平成19年(2007年)

男女雇用機会均等法の一部を改正する法律が施行されました。これにより、間接差別など性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等理由とする不利益取り扱いの禁止、男女労働者に対するセクシャル・ハラスメントに関する事業主の雇用管理上の措置の義務化などが盛り込まれました。

●平成20年(2008年)

DV防止法の一部を改正する法律が施行されました。これにより、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てを可能とし、被害者等の親族等も接近禁止命令の対象とするなど保護命令制度が拡充されたほか、市町村に対する基本計画策定の努力義務について規定されました。

●平成22年(2010年)

「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性、子どもにとっての男女共同参画」など、新たに重点分野を設定し、この計画を実効性のあるアクションプランとするために成果目標が設定されました。

●平成27年(2015年)

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、「女性活躍加速のための重点方針2015」の策定、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。また、あらゆる分野における女性の活躍を基本的な方針に盛り込んだ「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

●平成30年(2018年)

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。衆議院・参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体・政党などの責務が明記されています。

●令和元年(2019年)

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の一部を改正する法律が公布されました。女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、パワー・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務、セクシュアル・ハラスメントの防止対策の強化措置を定めました。

●令和2年(2020年)

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見越した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

●令和3年(2021年)

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の一部が改正されました。政党などの取組項目の例示として、候補者の選定方法の改善やセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどへの対策が明記されました。

(3) 埼玉県の動き

●昭和55年(1980年)

埼玉県の女性の地位向上の出発点として、真の男女平等の実現に向けて「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」(昭和54~60年度)が策定されました。

●昭和59年(1984年)

計画策定後の社会情勢の変化に対応するため、見直しを行い「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」を策定しました。

●昭和61年(1986年)

女性の地位向上だけに止まらず、よりよい福祉社会と男女平等の社会を確立することをめざした「男女平等社会確立のための埼玉県計画」(昭和61~平成7年度)が策定されました。

●平成2年(1990年)

計画策定後の社会情勢の変化に対応するため、見直しを行い「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」が策定されました。

●平成7年(1995年)

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を担う「男女共同参画社会」を確立することをめざして「2001彩の国男女共同参画プログラム」(平成7~13年度)が策定されました。

●平成12年(2000年)

住民や地域社会の視点に立ち、地域の実情を十分に踏まえ、県民の意見を最大限に反映した上で、総合的かつ計画的に推進するために、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定されました。

●平成14年(2002年)

「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づき、「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」(平成14~23年度)が策定され、あらゆる分野に男女共同参画と人権尊重の視点を取り入れることを主眼として、男女共同参画社会づくりのための具体的な道筋が示されました。

また県の施策を実施し、県民や市町村の取り組みを支援するため、男女共同参画推進センター(With You さいたま)が開設されました。

●平成18年(2006年)

DV防止法の一部改正を受け、被害の発生防止から相談、一時保護、自立支援に至るまでの施策を総合的に推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。

●平成19年(2007年)

「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の中間見直しを行い、「埼玉県男女共同参画推進プラン」が策定されました。

●平成20年(2008年)

結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するため、埼玉県女性キャリアセンターが男女共同参画推進センター(With You さいたま)内に開設されました。

●平成21年(2009年)

DV防止法の一部改正を受け、若年者への啓発、市町村の計画策定への支援などを盛り込んだ「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」が策定されました。

●平成24年(2012年)

「埼玉県男女共同参画基本計画」(平成24~28年度)及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」が策定されました。

さらに「埼玉県男女共同参画推進センター」に配偶者暴力相談支援センターの機能が付加されました。

●平成29年(2017年)

「埼玉県男女共同参画基本計画」(平成29~令和3年度)及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」が策定されました。

●令和4年(2022年)

「埼玉県男女共同参画基本計画」(令和4~8年度)及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」が策定されました。

(4) 本庄市の動き

旧本庄市

- 昭和56年(1981年)

企画課企画係内に女性問題を所管する組織が設置されました。

- 昭和57年(1982年)

第2次本庄市総合振興計画を策定し、その中で「婦人の地位の向上を図る」項目を設け、毎年女性問題講演会や啓発リーフレットの発行等をとおして啓発事業を行いました。

- 平成6年(1994年)

平成5年(1993年)に埼玉県的女性行政推進モデル市町村の指定を受け、市民の声を反映した計画づくりを行うため、市民各層からの参画を得て「本庄市女性政策推進審議会」を設置しました。

- 平成7年(1995年)

「本庄市女性政策推進審議会」の答申を指針として、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な方針及び施策の方向を示す「本庄市男女共同参画プラン」(平成8~17年度)を策定しました。

旧児玉町

- 平成14年(2002年)

「児玉町男女共同参画プラン懇話会」を設置し、アンケート調査を実施するなど広く町民の意見を聴くとともに、施策の方向を示す「児玉町男女共同参画プラン」(平成15~24年度)を策定しました。

本庄市(平成18年1月合併後)

講演会の開催や広報紙の発行等、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みました。

- 平成20年(2008年)

「本庄市男女共同参画プラン」(平成20~24年度)を策定しました。

- 平成22年(2010年)

配偶者等からの暴力(DV)のない社会づくりを進めるために「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(平成22~24年度)を策定しました。

- 平成23年(2011年)

企画財政部人権推進課内に本庄市配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談体制を整備し、被害者の保護と支援のため、関係機関との連携を図りました。

- 平成25年(2013年)
「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を組み込んだ「第2次本庄市男女共同参画プラン」(平成25~29年度)を策定しました。

- 平成28年(2016年)
「本庄市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」(平成28~32年度(2020年度))を策定しました。

- 平成30年(2018年)
「第3次本庄市男女共同参画プラン」(平成30~令和4年度)を策定しました。

- 令和2年(2020年)
「本庄市次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画」(令和2~7年度)を策定しました。

- 令和3年(2021年)
本庄市パートナーシップ宣誓制度を開始しました。この制度は、性的マイノリティの方が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係にあることを市長が確認し、公に証明するものです。

- 令和4年(2022年)
第3次本庄市男女共同参画プランの満了にあたり、男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握するため、男女共同参画に関する市民アンケートを実施しました。

- 令和5年(2023年)
「第4次本庄市男女共同参画プラン」(令和5~9年度)を策定しました。

3 課題の取りまとめ

(1) 男女の平等感と性別による固定的な役割分担意識

17ページの①男女の地位の平等感に関する市民意識調査の結果を見ると、「家庭生活で」「学校教育の場で」では比較的平等感が高い一方で、「政治の場で」「社会全体の中で」では、7割以上の市民が「男性が優遇されている」と回答しており、社会生活の様々な場面で男女平等になっていないと感じている人が依然として多いことがわかります。

「男性は仕事、女性は家庭」という、性別による固定的な役割分担意識については、18ページの調査結果を見ると「同感しない」と答えた人の割合が女性 63.0%、男性 55.1%に対して、「同感する」と答えた人は女性 6.4%、男性 13.7%であり、性別による固定的な役割分担意識は依然として根強く残っており、男性の方が女性に比べ、その傾向が強いことがわかります。

このような社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による固定的な役割分担意識や習慣・しきたりなどの社会通念は、個人の能力を発揮する機会や、自由に活躍できる機会をさまたげている要因となっています。一人ひとりが自分の可能性にチャレンジでき、その個性と能力を十分発揮できるよう、性別（ジェンダー）による固定的な役割分担意識の解消と社会における制度や慣行の見直しが引き続き必要です。

(2) 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

本市は、審議会等において女性委員を積極的に登用するものとして、委員に占める女性の登用率の目標値を30%と定め、女性の登用率の向上を図ってまいりましたが、令和3年4月1日時点で23.3%と県内市町村平均の28.6%より低い状況です。また、女性自治会長の比率については0%であり、県内市町村平均の5.3%を下回っています。

一方で、市議会における女性議員の比率は28.6%と県内市町村平均の22.1%より高く、市の係長級以上の職員に占める女性比率は34.1%と県内市町村平均の29.8%を上回っています。

誰もが住みやすい社会を構築するには、あらゆる分野の意思決定に性別を問わず共に参画し、共に利益を享受し、共に責任を担う必要があり、今後も引き続き、審議会委員など市民参加の機会に女性の参画を促進します。

(3) 労働と生活

全国・県の雇用形態を見ると、女性はパート等の非正規雇用者の比率が50%を超えています。

本市の男女別労働状態を見ると、女性は「非労働力」、「主に仕事」、「家事のほか仕事」の順に多い状況に変化はありませんが、「主に仕事」の女性は前回の国勢調査時の10,347人から11,479人へと増加しています。

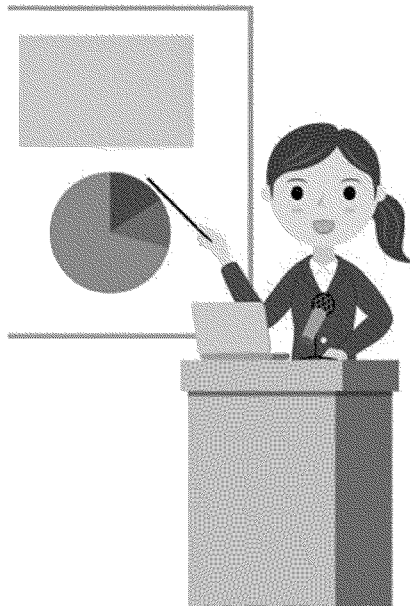
男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法律が施行されて以降、男女の労働者がともに働き続けるための環境整備は進んでいますが、現在においても賃金や昇進・昇格、雇用形態など、機会や待遇における男女間格差が存在しています。

また、市民意識調査の結果によると、仕事と家庭の両立に必要なこととして最も意見が多かったのは「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」で、その次に「女性が働くことに対し家族や周囲の理解と協力があること」が続いています。引き続き、職場環境の改善や子育て・介護施策の充実、女性が働くことに対する意識の変革が必要であり、同時に、仕事と私生活・地域生活を充実させるため、ワークライフバランスの推進に取り組む必要があります。

(4) 女性に対する暴力について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加などにより、DV相談件数が増加しており、女性や子どもに対する暴力の増加や深刻化が全国で懸念されています。本市においても、令和2年度以降、DV相談件数が増加しています。

女性への暴力が発生する背景には、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による固定的な役割分担意識や、社会的・経済的力の格差、女性に対する差別や偏見などがあるといわれています。女性に対する暴力が根絶され、尊厳をもって一人一人が生きることができるよう、暴力を許さない社会意識を醸成する必要があります。



第3章 計画策定の方向

1 推進イメージ

『ともに支えあい 誰もが かがやくまち 本庄』

本庄市総合振興計画において、まちづくりの将来像を「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」と定めました。

本市は、古くから培われた歴史と、優れた教育環境を特長とするまちです。これらを将来にわたって伝えていくのみならず、新たな歴史を築き、次代を担う人を育む、「歴史と教育のまち」を目指します。また、市民のまちづくりへの参画を進める「あなたと活かす」まちづくり、市民がつながり支え合う「みんなで育む」まちづくりを進めます。

この男女共同参画プランでは、将来像の実現のために『ともに支えあい 誰もが かがやくまち 本庄』を推進イメージとし、全ての市民が男女共同参画について十分な理解と意識を持ち、あらゆる社会的な活動に意欲を持って参加することができる魅力的なまちづくりを進め、お互いに人権を尊重し、自分らしくかがやけるまちづくりを目指します。

2 施策体系

政策目標	施策の大項目	施策の中項目	
1 人権が尊重される意識づくり	(1) 人権を尊重する意識啓発	1 人権尊重意識の高揚	
		2 男女共同参画の視点に立った意識啓発	
	(2) 男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進	1 学校における男女平等教育、学習の推進	
		2 生涯学習における男女共同参画の推進	
	(3) 配偶者等からの暴力(DV)の根絶(本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画)	1 暴力の根絶のための意識啓発	
		2 相談体制の充実	
		3 自立支援対策の充実	
	2 男女共同参画の体制づくり	(1) 政策や方針の立案及び決定の場への男女共同参画	1 審議会等における女性委員の割合の増加 2 庁内における男女共同参画の推進
	3 働きやすい就業環境づくりと安心して暮らせる家庭生活	(1) 誰もが働きやすい環境づくり(本庄市女性活躍推進計画)	1 職場における男女平等の促進
2 労働相談事業の充実			
3 農業、商工業における男女共同参画の推進			
4 事業所に対する啓発			
(2) 子育てや介護を担う家族への支援		1 地域で支える子育て環境の充実	
		2 介護への支援	
(3) 安心して暮らせる生活への支援		1 高齢者の生きがいづくりへの支援	
		2 障害者への支援	
		3 外国人への支援	
		4 防犯体制の整備	
		5 防災体制の整備	
4 心とからだの健康づくり		(1) 健康づくりへの支援	1 健康保持対策の推進
			2 健康づくり事業の充実
			3 食育の推進
		(2) 生涯を通じた女性の健康支援	1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発
5 市民との協働による男女共同参画の推進	(1) 市民や様々な団体との連携	1 関係団体との連携体制の構築	
		2 人づくり事業の実施	
		3 市民の声の聴取	

あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ぐ世のため、後のため

ともに支えあい 誰もがかがやくまち 本庄

主要事業
①人権尊重意識を醸成するセミナー等の開催 ②人権啓発活動の推進 ③多様な性のあり方への理解の促進
①男女共同参画意識を醸成するセミナー等の開催 ②固定的な性別役割分担意識の解消を目指す啓発活動 ③男女共同参画に関する広報活動の推進
①男女平等教育の推進 ②教職員の研修の充実 ③保護者・PTAへの啓発の充実 ④体験学習の充実
①男女共同参画に関する講座の実施 ②学習情報の提供 ③男性向け講座の開催
①DV防止に向けた啓発の充実 ②若年層への啓発事業の推進
①配偶者暴力相談支援センターの周知・充実 ②相談員の資質の向上 ③関係機関との連携 ④加害者対策の実施
①関係機関との連携
①審議会等における女性委員の割合の向上
①市職員研修の充実 ②適正な市職員配置の推進 ③女性管理職の登用 ④ハラスメントの防止
①男女雇用機会均等法の周知 ②女性が生き生きと能力を発揮できる就業支援 ③多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備
①労働法律相談の充実 ②再就職支援のための情報提供
①労働セミナーの開催支援 ②女性の起業支援と活躍の場の拡大 ③家族経営協定の締結促進 ④農業従事者への支援
①セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた啓発 ②労働時間の短縮を含めた仕事と生活時間の調和の推進 ③育児休業、介護休業取得の促進
①乳幼児健診・家庭訪問の充実 ②妊婦健康診査への助成 ③両親学級・育児学級の実施 ④母子相談の実施 ⑤ファミリー・サポート・センター事業の推進 ⑥多様な保育ニーズへの対応 ⑦保育施設の充実 ⑧学童保育の推進 ⑨つどいの広場事業の推進 ⑩子育てに関する相談体制の推進 ⑪留守家庭児童の就学支援 ⑫「親の学習」の推進
①介護に関する相談窓口のPR ②介護予防の取り組み ③介護保険制度の周知 ④家族介護者への支援
①老人クラブへの支援 ②高齢者への各種支援 ③高齢者への就労支援 ④高齢者の学習の場の提供
①障害者相談事業の実施 ②障害者の就労支援 ③障害者に対する各種支援の実施
①多言語による生活情報の提供 ②日本語教室の開催 ③日本語指導教室による支援 ④国際交流の推進
①非行防止緊急パトロールの実施 ②防犯活動ボランティアの育成 ③地域での防犯体制の推進 ④各種団体への支援
①防災の分野における男女共同参画の推進 ②男女共同参画の視点に立った災害時の対応
①各種検診 ②健康相談 ③自殺防止に向けた普及活動の推進 ④精神的サポートへの取り組み
①健康づくりのための健康教育 ②中高年の健康教室
①学校給食の充実 ②料理講習会を通じての食育の推進 ③正しい食の情報提供 ④地元農産物の利用促進 ⑤親子料理教室の開催
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知 ②小・中学校における保健教育の充実
①関係機関との協力体制の構築 ②男女共同参画活動拠点の設置
①市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの実施 ②各種関係団体との連携
①広聴機会の拡大

第4章 施策の展開

政策目標1 人権が尊重される意識づくり

男女共同参画社会とは、誰もが互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会です。

「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は、徐々に解消されてきているとはいえ、いまだに私たちの生活や習慣、社会制度に根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻害しています。

また、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV※）、セクシュアル・ハラスメント※、性犯罪、売買春やストーカー行為※などの女性に対する暴力も後を絶ちません。

誰もが個人として尊重され、あらゆる分野で差別や偏見による不平等な扱いや性に起因する暴力を受けることがないように、家庭や地域、学校教育等の様々な機会を通じて意識の啓発を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

※（ドメスティック・バイオレンス）：夫婦や恋人などの親密なパートナーからの暴力を言います。身体的な暴力だけでなく、言葉によって精神的苦痛を与えること、生活費を渡さず経済的に圧迫することなども暴力に含まれます。

※（セクシュアル・ハラスメント）：相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふられる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれます。

※（ストーカー行為）：特定の他者に対して執拗につきまとう行為を言います。

評価項目	令和4年度			
家庭、職場、地域など各分野ごとに男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合	家庭	30.3%	学校教育の場	46.8%
	職場	20.8%	政治の場	9.9%
	地域活動の場	24.1%	社会通念	11.4%
	法律や制度	32.5%	社会全体	14.3%
「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担に関する市民の意識	「同感しない」市民の割合		58.8%	
	「同感する」市民の割合		9.9%	
	「どちらともいえない」市民の割合		28.6%	

資料：「男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）」

施策に係る市民満足度	平成28年	令和3年
人権を尊重する社会の実現	20.9%	23.1%

資料：「本庄市総合振興計画」策定に向けた市民アンケート

施策の大項目(1) 人権を尊重する意識啓発

人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念です。誰もがその意義を理解し、人権意識の高揚を図るために啓発活動を充実させていきます。

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、誰もが自立した一人の人間として尊重され、ともに社会のあらゆる分野に参画していけるよう、男女共同参画意識の普及と高揚を図ります。

また、近年、性の多様性について社会的な認識が広まりつつありますが、依然として性的少数者に対する偏見や差別は解消されていないため、多様な性のあり方について理解の促進を図る必要があります。

施策の中項目 1 人権尊重意識の高揚

主要事業	事業概要	担当課
①人権尊重意識を醸成するセミナー、講座の開催	個人の尊重、法の下での平等が生活の中で生かせるようセミナー、講座を開催し、人権意識の高揚を図ります。 各公民館において、利用者団体を対象にした人権教育研修会を開催します。	市民活動推進課 生涯学習課
②人権啓発活動の推進	啓発冊子・啓発用品の配布、視聴覚教材の貸し出しなどにより人権意識の啓発を図ります。	市民活動推進課
③多様な性のあり方への理解の促進と支援	性の多様性を尊重する意識を高めるため、研修や啓発活動を充実させます。また、令和3年度より開始したパートナーシップ宣誓制度の周知に努めます。	市民活動推進課

施策の中項目 2 男女共同参画の視点に立った意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
①男女共同参画意識を醸成するセミナー、講座の開催	男女共同参画意識の普及と高揚を図るために各種セミナーや講座を開催します。	市民活動推進課
②固定的な性別役割分担意識の解消を目指す啓発活動	「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、誰もが自由に活動を選択できるよう啓発活動の充実に努めます。	市民活動推進課
③男女共同参画に関する広報活動の推進	「広報ほんじょう」やホームページ等を通じて、男女共同参画に関する啓発活動を行います。	市民活動推進課 広報課

施策の大項目(2) 男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進

一人一人が男女共同参画の考え方を理解し、個性と能力を発揮して自らの意思で行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

また、あらゆる年代の市民が、互いの人格や個性を尊重し合い、社会の様々な分野に参画していけるよう、家庭や地域において学習機会の充実を図り、生涯にわたる男女共同参画の学習を推進します。

施策の中項目 | 学校における男女平等教育、学習の推進

主要事業	事業概要	担当課
①男女平等教育の推進	男女平等意識の高揚を図る教育を推進するために、各教科・各領域等の教育活動全体を男女平等の視点から見直し、人権教育・男女平等の教育を計画的・組織的・継続的に行います。	学校教育課
②教職員の研修の充実	教職員の年間校内研修において、人権教育・男女平等教育の研修を位置づけ、内容の充実を図るとともに、全教職員の共通理解を図ります。また、校外における研修も積極的に活用します。	学校教育課
③保護者・PTA への啓発の充実	学校だより、学年・学級だより、保護者会等において、男女平等に関する話題を取り上げるなど、家庭や地域社会の理解と協力を得るよう努めます。 学校を拠点とした生涯学習事業である「小学校 PTA 家庭教育学級」及び「中学校開放講座」の中に男女共同参画を含む人権講座を開催します。	学校教育課 生涯学習課
④体験学習の充実	各学校における係活動や当番活動、委員会活動等において、誰もが互いに尊重し、協力していく体験活動の充実を図り、男女平等意識の高揚を図ります。	学校教育課

施策の中項目 2 生涯学習における男女共同参画の推進

主要事業	事業概要	担当課
①男女共同参画に関する講座の実施	誰もが個性と能力を発揮して社会の中で活躍できる男女共同参画社会を目指し、セミナー等を積極的に開催します。	市民活動推進課
②学習情報の提供	市の広報紙等に講座情報を掲載し、各公民館にポスターを掲示するなどして学習情報の提供を行います。	生涯学習課
③男性向け講座の開催	男性が家庭に関わるきっかけとして、男性を対象とした料理教室等を開催します。	生涯学習課

施策の大項目(3) 配偶者等からの暴力(DV)の根絶

(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく

「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」として)

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。)は、重大な人権侵害であり、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。

しかし、実際にはそうした暴力は個人や家庭内などの限られた人間の問題であると考えられ被害が潜在化、深刻化しやすい傾向にあります。

被害者の多くは女性であり、その背景には男女の固定的な役割分担意識や社会的・経済的な力の格差などがあり、女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上での課題となっています。

暴力は身近で重大な人権侵害であるという認識を高め、対処していくために、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若い世代への啓発事業を展開し、将来のDV被害者や加害者とならないよう早期予防に取り組み、安心して相談できる環境の整備、また関係機関との連携体制を整備し、相談から保護、自立支援に至るまで総合的な対策を図ります。

施策の中項目 | 暴力の根絶のための意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
①DV防止に向けた啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	市民活動推進課
②若年層への啓発事業の推進	市内公立小中学校における人権教育・人権啓発の充実を図ります。 市内高等学校と協力し、高校生へのデートDV予防・啓発漫画冊子の配布、若年層を対象としたデートDV予防事業の実施により意識啓発を推進します。	学校教育課 市民活動推進課

施策の中項目 2 相談体制の充実

主要事業	事業概要	担当課
①配偶者暴力相談支援センターの周知・充実	被害者にとって最も身近な相談窓口として、「配偶者暴力相談支援センター」の周知、及び機能の充実を図ります。 ・主な機能 ① 相談や相談機関の紹介 ② 緊急時における安全確保及び一時保護依頼の受付(「緊急一時保護事業」を開始) ③ 自立のための情報提供 ④ 保護命令制度の利用についての情報提供	市民活動推進課

②相談員の資質の向上	被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	市民活動推進課
③関係機関との連携	(市内)既存の市内連絡会議等により、関係各課と連携を行い被害者への支援体制の整備や外国人・高齢者・障害者に配慮した相談体制の充実を図る。 (市外)警察や民生委員等、地域の関係機関との連携によるネットワークづくり	市民活動推進課 関係各課
④加害者対策の実施	加害者の追及に対し適切な対応ができるよう、職員に対し、加害者対策の周知を図ります。	市民活動推進課

施策の中項目 3 自立支援対策の充実

主要事業	事業概要	担当課
①関係機関との連携	被害者支援の施策を推進していくために関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。 ①生活基盤の確保 ②各種情報提供及び手続きの支援 ③心身の回復に向けた支援 ④同伴の子どもに対する支援 ⑤就労に向けた支援 被害者の保護と支援のため、警察、婦人相談センターや民間シェルター等のDV支援機関と連携を図り、被害者の状況に応じた適切な支援を行います。	市民活動推進課 関係各課 市民活動推進課 関係機関

《 推 進 指 標 》

指 標	現状値	年度等	目標値	年度等
人権尊重意識を醸成するセミナーや講座の参加者数	843人	令和3年度	1,900人	令和9年度
LGBTQ※1という言葉の内容を知っている人の割合	33.4% (※2)	令和4年度	65%	令和9年度
男女共同参画意識を醸成するセミナーや講座の参加者数	54人	令和3年度	120人	令和9年度
固定的な性別役割分担に同感しない人の割合	58.8% (※2)	令和4年度	70%	令和9年度
配偶者等からDVを受けたあと、相談した人の割合	27.1% (※2)	令和4年度	40%	令和9年度

※1 (LGBTQ) : レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれたときの性別と自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない人)など、性的マイノリティの方を表す総称のひとつです。

※2 : 令和4年に市民3,000人を対象に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の集計結果です。

政策目標2 男女共同参画の体制づくり

女性の社会進出は進んでいますが、行政や企業等の政策・方針を決定する場には依然として女性は少なく、男女のバランスを欠いているのが現状です。

誰もが同じ社会の構成員として、ともに利益を得ながら責任を担うには、女性が更に様々な分野の政策や方針等の立案及び決定の過程に積極的に関わることが重要です。

市が率先して審議会等の女性委員の割合を高めたり、女性管理職を積極的に登用するなどの取り組みを進めることにより、市民や社会の関心を促し、地域、各種団体、事業所などあらゆる分野における政策・方針を決定する場に女性の参画が拡大してゆくことを目指します。

施策の大項目(1) 政策や方針の立案及び決定の場への男女共同参画

女性の意見が市政に反映されるよう、委員会・審議会等への女性委員の割合を高めるよう努めます。また、市の政策決定に関わる管理職への女性の登用が進むよう人材育成を図ります。

施策の中項目 | 審議会等における女性委員の割合の増加

主要事業	事業概要	担当課
① 審議会等における女性委員の割合の向上	各種審議会等への女性委員の割合を高めるため、関係各課へ理解を求め、働きかけを継続して行います。	市民活動推進課

施策の中項目 2 庁内における男女共同参画の推進

主要事業	事業概要	担当課
① 市職員研修の充実	「本庄市人材育成基本方針」に基づき、研修の充実を図ります。	行政管理課
② 適正な市職員配置の推進	「組織編成方針」等による定員の計画に基づき、職員配置を行います。	行政管理課
③ 女性管理職の登用	「本庄市次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性管理職を積極的に登用します。	行政管理課
④ ハラスメントの防止	「本庄市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を定め、ハラスメント防止に必要な研修を実施します。	行政管理課

《 推 進 指 標 》

指 標	現状値	年度等	目標値	年度等
審議会等における女性委員の割合 (法律・条例で設置されている附属機関の委員総数の うちの女性委員の占める割合)	23.3%	令和3年度	30%	令和9年度
管理的地位(課長級以上)にある市職員に占める 女性割合 (本庄市次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主 行動計画による目標値)	13.6%	令和3年度	20%	令和9年度

政策目標3 働きやすい就業環境づくりと安心できる家庭生活

育児や介護、家事などの家庭内労働の負担割合が女性に大きく偏っていることが、女性の社会参加を阻む要因のひとつとなっています。

誰もが家庭を大切にしながら、その能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、事業所の理解と家族の協力を促すとともに、子育て支援や介護支援の拡充などを図り、仕事と育児や家族の介護などの家庭生活を両立できるように環境整備を進めることが重要です。

同時に、年齢、国籍の違いや、障害の有無にかかわらず、様々な属性を持つ個人が互いを認め合い、支え合って暮らすことの出来る共生社会を実現するため、それぞれの方が能力や意欲を発揮しながら生活することができるように支援を行います。

また、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、防犯・防災体制の整備を進めます。

施策に係る市民満足度	平成28年	令和3年
誰もが生き生きと働き続けられる環境づくり	4.7%	17.1%
子育て支援の充実	29.8%	38.3%
高齢者が生きがいをもって暮らせる体制の充実	19.2%	24.1%
障害者への支援体制や誰もが地域で支え合える体制の充実	13.6%	20.4%
防犯体制の充実	25.4%	34.4%
防災対策や消防・救急体制の充実	26.2%	39.0%

資料：「本庄市総合振興計画」策定に向けた市民アンケート

施策の大項目(1) 誰もが働きやすい環境づくり

(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく

「本庄市女性活躍推進計画」として)

男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、職場における男女の格差を是正するため労働環境の整備を促進します。

また、誰もが働きやすい環境を整備するためセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント※等の防止に向けた啓発を行い、仕事と生活時間の調和について考え方の普及に努め、育児・介護休業の取得がしやすく、職場復帰しやすい環境の整備を促進します。

さらに、女性の活躍の場の拡大を促進するとともに、自営業に従事する女性が、正当な労働評価がなされ、その地位が向上するよう働きかけます。

※(パワーハラスメント)：権力や地位を利用した嫌がらせのことを言います。会社などで職権などの権力差を背景にし、本来の業務の範疇を超えて、継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為を指します。

施策の中項目 1 職場における男女平等の促進

主要事業	事業概要	担当課
①男女雇用機会均等法の周知	雇用における男女平等を推進するために、男女雇用機会均等法の趣旨をPRし、雇用側の正しい理解を深めるよう働きかけます。	商工観光課
②女性が生き生きと能力を発揮できる就業支援	女性に対する仕事上の差別や賃金格差、昇進、昇格や管理職への登用などに係る労働環境の改善を事業主に働きかけます。	商工観光課
③多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	女性の社会進出に伴う就業場所や職種等の多様化に対して、女性が安心して働けるよう労働環境の整備を促進します。	商工観光課

施策の中項目 2 労働相談事業の充実

主要事業	事業概要	担当課
①労働法律相談の充実	雇用情勢が悪化する中、労使間のトラブルの増加に対応するため、弁護士による労働法律相談を充実します。	商工観光課
②再就職支援のための情報提供	子育て後の女性の再就職を支援するため、関係機関、団体等と行政が連携して、雇用の確保や労働環境の整備を積極的に推進します。	商工観光課

施策の中項目 3 農業、商工業における男女共同参画の推進

主要事業	事業概要	担当課
①労働セミナーの開催支援	就業の継続を願う市民が、安心して仕事が続けられる環境整備を目指して労働セミナーの開催を支援します。	商工観光課
②女性の起業支援と活躍の場の拡大	女性起業家等によるセミナーやイベント並びに在宅ワーカー育成セミナー等を開催し、女性の起業気運の醸成と活躍の場の拡大を促進します。	商工観光課
③家族経営協定の締結促進	家族経営が中心の日本の農業にあって、男女、親子を問わず、家族全員が意欲と生きがいを持って農業が継続できるよう、将来の目標、就業条件や経営の役割分担、収益配分、日常生活における役割分担等についての取り決めに文書で行う家族経営協定の締結を促進します。	農政課
④農業従事者への支援	女性が積極的に農業の担い手として参画するきっかけづくりとして、女性農業者団体の活動を支援します。	農政課

施策の中項目 4 事業所に対する啓発

主要事業	事業概要	担当課
①セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向けた啓発	職場内でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を防止し、誰もが働きやすい環境づくりを目指して事業主と就業者に啓発を行います。	商工観光課
②労働時間の短縮を含めた仕事と生活時間の調和の推進	仕事と家庭・地域活動が両立しやすいよう、労働時間の短縮やフレックスタイム制※等の導入を推進します。	商工観光課
③育児休業※、介護休業※取得の促進	仕事と家庭の両立を支援するため、育児、介護休業を取得しやすく、その後職場復帰しやすい環境の整備に努めるよう事業所に呼びかけます。	関係各課

※(フレックスタイム制):労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つを言います。具体的には、1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間(コアタイム)と、その時間帯の中であれば、いつ出退勤してもよい時間帯(フレキシブルタイム)とに分けて実施するのが一般的です。

※(育児休業):1歳未満の幼児を養育している労働者が、職場での身分や地位を失わないで一定期間休業ないし勤務時間の短縮により育児に専念できる制度です。

※(介護休業):介護を必要とする家族を持つ労働者が、介護のために一定期間休暇を取ることを保障する制度です。

施策の大項目(2) 子育てや介護を担う家族への支援

女性に偏りがちな子育てや介護の負担を軽減し、誰もが仕事や地域活動を安心して行うために、保育所の整備や子育て支援、在宅サービスの拡充など、地域全体で支え合う体制を整えます。

施策の中項目 1 地域で支える子育て環境の充実

主要事業	事業概要	担当課
①乳幼児健診・家庭訪問の充実	母子保健法による健診や相談を実施すると共に「赤ちゃん訪問事業」の推進を図ります。	健康推進課
②妊婦健康診査への助成	妊娠の経過の観察と妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査を推奨し、費用の助成を行います。	健康推進課
③両親学級・育児学級の実施	妊娠期及び出産期を安心して過ごせるように、仲間作りや体験学習の場として両親学級を実施します。また、出産後の育児期についても同様に、安心して子育てができるよう、乳児期の心身の発達や離乳食などについて学び、仲間作りも図れるよう育児学級も実施します。	健康推進課
④母子相談の実施	乳幼児の発育や発達、離乳食や母乳、性格や癖、子どもとの関わり方など、様々な育児における悩みや不安が軽減できるよう相談を実施します。	健康推進課

⑤ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育て中の保護者の負担を軽減するため、市民間で子どもを預けたい人と預かる人との調整を行い、保護者の希望する時間・事情に合わせた子育て支援サービスを行います。	子育て支援課
⑥多様な保育ニーズへの対応	保護者の様々な就労形態や緊急時に対応するため、通常保育の時間の枠を超えた延長保育、一時保育、病児保育及び病後児保育等の特別保育事業を実施します。	保育課
⑦保育施設の充実	多様な保育サービスの提供のため、施設の充実に努めます。	保育課
⑧学童保育の推進	公立学童保育室の運営及び民間学童保育所への委託を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。	子育て支援課
⑨つどいの広場事業の推進	子育て家庭の孤立化防止と仲間づくりのため、乳幼児親子が自由に集まり、交流できる場を開催し、その中で子育てに関する相談や子育て講座なども行います。	子育て支援課
⑩子育てに関する相談体制の推進	育児不安や育児の孤立化を防ぐため、育児相談、家庭訪問、情報提供、各担当課や専門機関と連携を図りながら支援を行います。	子育て支援課
⑪留守家庭児童の就学支援	勤務等で保護者が不在となる家庭の児童生徒が、親族宅や学童保育所に下校する場合は、下校先の校区の学校に就学できるよう支援します。	学校教育課
⑫「親の学習」の推進	家庭での教育力の向上を図るため、市内の子育て団体や関係機関と連携し、親の力を高めて子育てを支援する「親の学習」講座を、小・中学校、保育園・幼稚園、地域の保護者等を対象に実施し、次世代育成と地域づくりを支援します。	生涯学習課

施策の中項目 2 介護への支援

主要事業	事業概要	担当課
①介護に関する相談窓口のPR	介護保険関連のパンフレット等を同封し、窓口をPRするほか、各種団体の会合などの機会をとらえ、窓口の存在の周知に努めます。	介護保険課
②介護予防の取り組み	自立した生活が送れるよう運動・栄養・口腔改善の事業を行います。また、はにぼん筋力トレーニング(はにとれ)を毎週開催して介護を必要としない身体づくりに努めます。	介護保険課
③介護保険制度の周知	介護に関する相談者や申請者に対し、介護認定の流れや各種介護サービスの利用などについて窓口での周知に努めるほか、各種団体の会合などの機会をとらえ、制度の周知に努めます。	介護保険課
④家族介護者への支援	高齢者を在宅で介護している家族が、介護者間の交流を図り心身をリフレッシュするための「介護者リフレッシュ事業」の実施や、「要介護高齢者介護手当」「家族介護慰労金」を支給します。また、介護者に対する正しい知識と理解を深め地域全体で支え合う体制を整えるため周知・啓発に努めます。	地域福祉課

施策の大項目(3) 安心して暮らせる生活への支援

高齢者が生きがいを持って生活できるよう高齢者団体の活動や雇用の機会を確保するための支援を行います。

障害者の自立を目指して、相談事業の実施や就労支援をはじめとする障害者への各種支援を行います。

外国人が言葉や文化の違いを乗り越え、地域で円滑に生活を送ることができるように、多言語での情報提供や日本語教室等の支援を行います。

また、誰もが、安心して暮らせるよう犯罪の起きにくいまちづくりを進めるための防犯体制や不測の事態に備えた防災体制の整備を進めます。

施策の中項目 1 高齢者の生きがいづくりへの支援

主要事業	事業概要	担当課
①老人クラブへの支援	単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の会員が、社会奉仕、趣味教養、スポーツなど様々な分野で生きがいを持って生活できるよう支援を行います。	地域福祉課
②高齢者への各種支援	高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立して生活できるよう、必要に応じた在宅サービス、自立に向けたサービスを提供していきます。	地域福祉課
③高齢者への就労支援	高齢者の意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、職業生活の充実が図られるよう、シルバー人材センターへ支援を行います。	地域福祉課
④高齢者の学習の場の提供	市民総合大学を開催するほか、高齢者向けの各種講座を地区公民館で開催します。	生涯学習課

施策の中項目 2 障害者への支援

主要事業	事業概要	担当課
①障害者相談事業の実施	身体、知的、精神障害児・者の生活全般にわたる相談や福祉サービスの利用援助などを指定相談支援事業者に委託し実施します。	障害福祉課
②障害者の就労支援	ハローワークなどと連携し、障害者の就労支援を実施します。	障害福祉課
③障害者に対する各種支援の実施	障害者総合支援法に定める地域生活支援事業、重度心身障害者医療費助成、障害者関係団体への助成など様々な支援を行います。	障害福祉課

施策の中項目 3 外国人への支援

主要事業	事業概要	担当課
①多言語による生活情報の提供	国際交流協会のボランティア会員と協力し、外国人へ多言語による生活情報を提供します。	市民活動推進課
②日本語教室の開催	外国人への支援のため日本語教室のボランティアによる日本語教室を開催します。	市民活動推進課
③日本語指導教室による支援	市内在住の日本語の指導を必要とする児童生徒に対し、日本語学習を支援します。更に担当教諭と通訳が協力し、学習の仕方、取り組み方、準備等の指導や支援を行います。	学校教育課
④国際交流の推進	市民間の相互理解を育むため、国際交流協会等民間団体による国際交流を促進させます。また、国際交流協会と連携して、市民が積極的に外国語や文化、料理などを学習する機会を提供し、国際交流を推進します。	市民活動推進課

施策の中項目 4 防犯体制の整備

主要事業	事業概要	担当課
①非行防止緊急パトロールの実施	本庄市青少年育成市民会議、青少年育成推進員、学校の教師・PTA・警察などの協力で、本庄地域と児玉地域で、それぞれ年3回パトロールを実施します。	生涯学習課
②防犯活動ボランティアの育成	防犯ボランティア連絡協議会組織の増強を図るとともに、研修会・講習会を開催します。	危機管理課
③地域での防犯体制の推進	防犯灯の設置費・電気料を補助することにより防犯体制を整備します。	市民活動推進課
④各種団体への支援	防犯ボランティア団体に対して啓発品・防犯パトロール用品を配布します。	危機管理課

施策の中項目 5 防災体制の整備

主要事業	事業概要	担当課
①防災の分野における男女共同参画の推進	防災の分野に男女共同参画の視点を取り入れた、地域防災計画に改定します。	危機管理課
②男女共同参画の視点に立った災害時の対応	避難所での生活におけるニーズの違いを考慮して、避難所運営組織に女性を配置するとともに、女性に配慮した物資の備蓄を強化します。また、女性に対する暴力等を防ぐため女性相談窓口の設置、女性相談員の配置もしくは巡回をします。	危機管理課

《 推 進 指 標 》

指 標	現状値	年度等	目標値	年度等
就業者における女性の比率(市民)※1	44%	令和2年度	50%	令和7年度
ファミリーサポート援助活動件数	2,018件	令和3年度	2,100件	令和9年度
保育所等における待機児童数	0人	令和4年 4月1日	0人	令和10年 4月1日
学童保育所における待機児童数	14人	令和4年 4月1日	0人	令和10年 4月1日
つどいの広場事業参加組数	3,146組	令和3年度	4,500組	令和9年度
子育てに関する相談件数	4,561件	令和3年度	5,000件	令和9年度
はにぼん筋力トレーニング登録者数	2,037人	令和3年度	2,500人	令和9年度
市民総合大学(60歳以上)と高齢者向け公民館講座の受講者数の合計	5,103人	令和3年度	6,500人	令和9年度
障害者雇用率※2	2.29%	令和3年度	2.3% 法定雇用率	令和9年度
全自治会の防犯ボランティア組織率※3	95%	令和3年度	100%	令和9年度

※1：就業している15歳以上の市民における女性の比率（国勢調査）

※2：ハローワーク本庄管内の雇用者のうち障害のある人の雇用率

※3：自主的に防犯活動に取り組む組織が各自治会に組織化されている割合

政策目標4 心とからだの健康づくり

男女共同参画社会の実現のためには、誰もがそれぞれの身体的性差を十分理解し、相手を思いやる意識をもつことが重要です。

特に女性の身体は、妊娠や出産等により大きな影響を受けることから、あらゆる人に女性の健康と権利が守られるように意識の啓発を図る必要があります。女性の自己決定権が尊重されるよう「性と生殖に関する健康と権利」の考え方の普及に努めます。

また、市民一人一人が、生涯を通じて健康でいるために、男女の性差や年齢に応じた健康づくりへの意識啓発や情報提供、各種検診の実施、スポーツ・レクリエーション等の活動支援、メンタルヘルス対策を通じて支援します。

施策に係る市民満足度	平成28年	令和3年
住民検診や健康指導が充実している	44.4%	57.2%

資料:「本庄市総合振興計画」策定に向けた市民アンケート

施策の大項目(1) 健康づくりへの支援

生活習慣病の予防をはじめ、心身の健康の維持・増進を図るための健康相談事業や、がんや生活習慣病の早期発見や早期治療につなげるための各種検診を実施します。

気軽に参加できる健康教室・講座や運動教室等を実施し、健康で生き生きと暮らせる社会づくりを推進します。

食と健康について関心が持てるよう、情報の提供と食育の推進を図ります。

施策の中項目 | 健康保持対策の推進

主要事業	事業概要	担当課
①各種検診	市民の健康管理を推進するため、各種がん検診を実施することで、疾病の早期発見・早期治療に努めます。	健康推進課
②健康相談	健康増進、生活習慣病予防や様々な疾患について個別相談を実施します。	健康推進課
③自殺防止に向けた普及活動の推進	家族や周囲の人たちが自殺のサインに気付くことができるような人材の養成(ゲートキーパー等)や心の健康づくりの推進を図るとともに、関係機関との連携による支援体制の構築に努めます。	健康推進課
④精神的サポートへの取り組み	主に精神障害者に対して、保健師等による訪問や相談などを実施します。	障害福祉課

施策の中項目 2 健康づくり事業の充実

主要事業	事業概要	担当課
①健康づくりのための健康教育	健康づくりの普及と啓発のため、健康教室・講座を実施します。	健康推進課
②中高年の健康教室	中高年を対象にした健康教室として、各公民館で、ヨガや太極拳、3B体操、トリム体操等、様々な分野の教室を開催します。	生涯学習課

施策の中項目 3 食育の推進

主要事業	事業概要	担当課
①学校給食の充実	行事給食、季節の食材や地域で採れた食材を使った献立の実施により楽しみながら食育について学びます。 栄養士による献立の検討会議等の実施により質の向上を図ります。 除去食及び代替食によるアレルギー対応に努めます。	学校教育課 教育総務課 (本庄上里学校給食センター)
②料理講習会を通じた食育の推進	親子料理教室や食生活改善推進員による料理講座を通し、食育の推進を図ります。	健康推進課
③正しい食の情報提供	食と健康との関係について理解を促すため、ホームページや啓発パンフレット等により食の啓発・PRに努めます。	健康推進課
④地元農産物の利用促進	学校給食において、地元で採れた旬の食材を利用することは安全面、経済面においても有意義であり、今後より多くの食材を取り入れるような取り組みを進めます。	教育総務課
⑤親子料理教室の開催	親子で食生活に対する関心と正しい知識を学ぶため子ども夏休み体験教室を行い、親子料理教室を開催します。	生涯学習課

施策の大項目(2) 生涯を通じた女性の健康支援

女性の健康は妊娠・出産と大きく関係するため、女性の健康と権利が守られるよう、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※(性と生殖に関する健康と権利)」の考え方の普及に努めます。

また、妊娠中及び出産後も女性が継続して働けるよう母性保護と健康管理について情報を提供します。

※(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)：「性と生殖に関する健康と権利」。リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、身体的、精神的、社会的に良好な状態を言い、リプロダクティブ・ライツは、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを決定する権利を言います。女性の生命の安全や健康を重視する観点から、妊娠、出産、中絶、避妊、情報取得、医療受診などの権利を女性に認めようとする考え方です。

施策の中項目 | リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知	妊娠や出産について自己決定できるよう啓発パンフレット等により、啓発に努めます。また、母性保護についても、啓発パンフレット等を活用し、理解と協力を得られるように努めます。	健康推進課
②小・中学校における保健教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識や、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意思決定や望ましい行動が取れるよう、健康教育(性に関する指導)の充実に努めます。	学校教育課

政策目標5 市民との協働による男女共同参画の推進

本計画を総合的・効果的に推進していくためには、市民の多様なニーズに応じた行政サービスの提供が必要となり、市民と行政が協働して事業を推進する必要があります。

地域、団体、ボランティア、事業者等との協働体制を築き、男女共同参画社会の実現に向けて有効な施策を展開していきます。

施策に係る市民満足度	平成28年	令和3年
市民との協働によるまちづくりの推進	27.4%	30.6%
市民参加と透明性の高い行政運営の推進	26.2%	30.4%

資料：「本庄市総合振興計画」策定に向けた市民アンケート

施策の大項目(1) 市民や様々な団体等との連携

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向け、市民と協働して事業を実施します。

更に、関係機関と連携して課題に取り組み、市政の範囲を超える場合は、国、県と連携を図ります。

施策の中項目 | 関係団体との連携体制の構築

主要事業	事業概要	担当課
①関係機関との協働体制の構築	事業者、地域団体、NPO※、等と情報交換を進め、地域社会全体で取り組みができるよう連携を図ります。	関係各課
②男女共同参画活動拠点の設置	男女共同参画に関する情報を収集・発信し、市民間のネットワークづくりの場としての拠点を市役所内に設置します。	市民活動推進課

※(NPO)：特定非営利活動促進法に基づいて設立された特定非営利活動法人等で、行政・企業とは別に社会活動をする非営利の民間組織を言います。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動を行っています。

施策の中項目 2 人づくり事業の実施

主要事業	事業概要	担当課
①市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの実施	男女共同参画の理解と認識を深め、市民の主体的な取り組みを促すため、市民と協働して講座やセミナー等を開催します。	市民活動推進課
②各種関係団体との連携	各種関係団体と連携し、情報資料の交換や共催事業を通して、組織内外の人づくりに努めます。	市民活動推進課

施策の中項目 3 市民の声の聴取

主要事業	事業概要	担当課
①広聴機会の拡大	市民と市長の対話集会、市長への手紙、Infoメール等を活用し、市民の意見を聴く手段を拡大させます。	秘書課

《 推 進 指 標 》

指 標	現状値	年度等	目標値	年度等
市民との協働による男女共同参画に関する講演・セミナーの開催回数	1回/年度	令和3年度	2回/年度	令和9年度

第5章 計画の推進体制

この計画を効果的に推進し、目標を達成するため、各関係機関等が連携・協力しながら、男女共同参画についてそれぞれ主体的に取り組む必要があります。

1 PDCAサイクルによる本計画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、幅広い分野にわたる本計画の施策を、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

本計画の推進にあたっては、各課の取り組みをPDCAサイクル※によって点検・評価します。

※PDCA サイクル:Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、管理業務を継続的に改善していく手法。

2 市民・関係団体との連携

男女共同参画に関わる取組は多岐にわたることから、行政機関だけで推進していくことは困難です。市民及び事業者・地域団体・NPO等の関係団体と連携して、地域全体で施策の推進に取り組めます。

3 男女共同参画条例の制定

男女共同参画の施策の推進のため、男女共同参画条例の制定を目指します。

参 考 资 料

1 法令等

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布
昭和22年5月3日施行

（基本的人権の享有）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（個人の尊重と公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

〔2、3項略〕

（家庭生活における個人の尊厳と両性の平等）

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
最終改正：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定

し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。
ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

- 第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

- 第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年3月24日条例第12号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。
2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。
一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差は正措置が講ぜられるように努めること。
四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差は正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。
一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本

的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。
2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

本庄市男女共同参画審議会条例

平成18年1月10日条例第19号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本庄市における男女共同参画社会の形成の促進に資するため、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の推進に関する事項を調査及び審議する本庄市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
(1) 本庄市男女共同参画行動計画の策定に関すること。
(2) その他男女共同参画に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 市議会議員
(2) 関係団体の代表
(3) 関係行政機関の職員
(4) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員を委嘱する場合、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 審議会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第5号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

本庄市男女共同参画審議会規則

平成29年3月29日規則第16号

（趣旨）

第1条 本庄市男女共同参画審議会条例（平成18年本庄市条例第19号）第8条の規定に基づき、本庄市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開の可否等）

第2条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

（会議の開催の事前公表）

第3条 審議会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人の定員及び傍聴の手續
- (5) その他周知が必要な事項

（会議の傍聴等）

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 審議会は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に供することにより提供に代えることができる。

（会議録等の公表）

第5条 審議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

（関係者の出席等）

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

本庄市男女共同参画推進会議設置要綱

平成18年1月10日告示第4号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、関係部課相互の連絡調整を行うとともに、調査及び研究を実施し、総合的に推進するため、本庄市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策について関係部課との連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関する施策について必要と認められること。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、別表に定める職にある者とする。

2 推進会議には、会長及び副会長を置く。

3 会長は、市民生活部長にある者をもって充て、副会長は市民生活部市民活動推進課長の職にあるものをもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係職員を出席させることができる。

3 委員は、自らが会議に出席できないときは、当該会議の審議事項について、実質的に判断することができる職員を代わりに出席させることができる。

4 会長は、会議における審議の結果を市長に報告するものとする。

(検討グループの設置等)

第6条 推進会議は、具体的事項を調査及び研究するため、本庄市男女共同参画推進検討グループを置くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営につ

いて必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第85号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第128号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第92号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉部長 保健部長 経済環境部長 都市整備部長 教育委員会事務局長 議会事務局 上下水道部長 市民生活部市民活動推進課長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勧案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談

支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の

定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と

共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する

- 者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第11条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合

にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が

出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取

り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区

域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う

婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあ

るのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から

施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 (令和元年6月26日法律第46号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第8条 政府は、附則第1条第一号に掲げる規定の施行後三年を目処に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第一号に掲げる規定の施工後三年を目処に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年5月25日法律第52号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号
改正：令和4年6月17日法律第68号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進

に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表

示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を

命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職

業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

- 第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

- 第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

- 第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

- 第29条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しく

は虚偽の陳述をした者

四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中雇用保険法第64条の次に一条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第五号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)、第19条中中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)、第34条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について

検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年3月31日法律第12号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第2条中職業安定法第32条及び第32条の1第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日

二 略

三 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定(第1号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。))、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。並びに第3条の規定(職業能力開発促進法第10条の3第1号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。))並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定(「第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と)を削る部分を除く。))並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日

(政令への委任)

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

2 推進指標一覧

No.	政策 目標	指標	現状値	年度等	目標値	年度等
1	1	人権尊重意識を醸成するセミナー、講座の参加者数	843人	令和3年度	1,900人	令和9年度
2	1	LGBTQという言葉の内容を知っている人の割合	33.4%	令和4年度	65%	令和9年度
3	1	男女共同参画意識を醸成するセミナーや講座の参加者数	54人	令和3年度	120人	令和9年度
4	1	固定的な性別役割分担に同感しない人の割合	58.8%	令和4年度	70%	令和9年度
5	1	配偶者等からDVを受けたあと、相談した人の割合	27.1%	令和4年度	40%	令和9年度
6	2	審議会等における女性委員の割合	23.3%	令和3年度	30%	令和9年度
7	2	管理的地位(課長級以上)にある市職員に占める女性割合	13.6%	令和3年度	20%	令和9年度
8	3	就業者における女性の比率(市民)※1	44.0%	令和2年度	50%	令和7年度
9	3	ファミリーサポート援助活動件数	2,018件	令和3年度	2,100件	令和9年度
10	3	保育所等における待機児童数	0人	令和4年 4月1日	0人	令和10年 4月1日
11	3	学童保育所における待機児童数	14人	令和4年 4月1日	0人	令和10年 4月1日
12	3	つどいの広場事業参加組数	3,146組	令和3年度	4,500組	令和9年度
13	3	子育てに関する相談件数	4,561件	令和3年度	5,000件	令和9年度
14	3	はにぼん筋カトレニング登録者数	2,037人	令和3年度	2,500人	令和9年度
15	3	市民総合大学(60歳以上)と高齢者向け公民館講座の受講者数の合計	5,103人	令和3年度	6,500人	令和9年度
16	3	障害者雇用率※2	2.29%	令和3年度	2.3% 法定雇用率	令和9年度
17	3	全自治会の防犯ボランティア組織率※3	95%	令和3年度	100%	令和9年度
18	5	市民との協働による男女共同参画に関する講演・セミナーの開催回数	1回/年度	令和3年度	2回/年度	令和9年度

※1:就業している15歳以上の市民における女性の比率(国勢調査)

※2:ハローワーク本庄管内の雇用者のうち障害のある人の雇用率

※3:自主的に防犯活動に取り組む組織が各自治会に組織化されている割合

3 男女共同参画に関する年表（国際婦人年以降）

年	国連関係	国	埼玉県	本庄市
1975 (昭50)	<ul style="list-style-type: none"> ■国際婦人年(1972年国連総会で決定) ■国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する1975年のメキシコ宣言」採択 ・「世界行動計画」採択 ■「国連婦人の10年」決定(国連総会) 	<ul style="list-style-type: none"> ■婦人問題企画推進本部発足 ■総理府婦人問題担当室設置 		
1976 (昭51)		<ul style="list-style-type: none"> ■「民法」一部改正(離婚後の氏の選択自由に) ■第1回日本婦人問題会議(労働省) 	<ul style="list-style-type: none"> ■生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置 	
1977 (昭52)		<ul style="list-style-type: none"> ■「国内行動計画」策定 ■「国立婦人教育会館」が嵐山町に開館 	<ul style="list-style-type: none"> ■婦人問題市内連絡会議設置 ■埼玉婦人問題会議発足 	
1978 (昭53)			<ul style="list-style-type: none"> ■第1回埼玉県婦人問題協議会 	
1979 (昭54)	<ul style="list-style-type: none"> ■「女子差別撤廃条約」採択(国連総会)(1981年発効) 			
1980 (昭55)	<ul style="list-style-type: none"> ■「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「女子差別撤廃条約」署名式(57か国) ・「国連婦人の10年 後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「民法」一部改正(配偶者の法定相続分1/3→1/2) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 	
1981 (昭56)	<ul style="list-style-type: none"> ■「ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」採択(ILO総会) 			<ul style="list-style-type: none"> ■企画課企画調整係に女性行政担当設置
1982 (昭57)				<ul style="list-style-type: none"> ■「第2次本庄市総合振興計画」策定
1984 (昭59)		<ul style="list-style-type: none"> ■「国籍法」及び「戸籍法」一部改正(子の国籍:父系血統主義→父母両系血統主義) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定 	
1985 (昭60)	<ul style="list-style-type: none"> ■「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ) ・「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 ・NGOフォーラム開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女子差別撤廃条約」批准(72番目) ■「男女雇用機会均等法」成立(昭和61年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「国連婦人の10年」最終年世界会議NGOフォーラムに派遣団参加 	
1986 (昭61)			<ul style="list-style-type: none"> ■「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定 	
1987 (昭62)		<ul style="list-style-type: none"> ■「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 		

年	国連関係	国	埼玉県	本庄市
1990 (平2)	■「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会)		■「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定	
1991 (平3)		■「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ■「育児休業法」成立(平成4年施行)		
1993 (平5)	■世界人権会議(ウィーン) ■「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	■「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)成立、施行		■「女性問題に関する意識調査」実施 ■「本庄市女性行政連絡会議」設置
1994 (平6)	■「ILO第175号条約(パートタイム労働に関する条約)」採択(ILO総会) ■国際人口・開発会議(カイロ) ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを提唱した行動計画を採択	■男女共同参画推進本部設置 ■総理府男女共同参画室設置 ■内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置		■「本庄市女性政策推進審議会」設置 ・市長から「本庄市女性行動計画の策定について」諮問
1995 (平7)	■第4回国連世界女性会議(北京) ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択	■「育児休業法」一部改正(介護休業制度を法制化。平成11年からは介護休業制度等の義務化) ■「ILO第156号条約」(家族的責任条約)批准(23番目)	■「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定	■本庄市女性政策推進審議会から市長へ「本庄市女性行動計画策定への提言」答申 ■「本庄市男女共同参画プラン」策定
1996 (平8)		■「男女共同参画2000年プラン」策定	■「世界女性みらい会議」開催	
1997 (平9)		■「労働基準法」一部改正(女子保護規定の廃止等：平成11年施行) ■「育児・介護休業法」一部改正(労働者の深夜業の制限の創設) ■「男女雇用機会均等法」一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定：一部を除き平成11年施行)	■女性センター(仮称)基本構想策定 ■女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組	■「本庄市男女共同参画プラン実施計画」策定
1998 (平10)			■女性センター(仮称)基本計画策定	
1999 (平11)		■「男女共同参画社会基本法」成立、施行	■女性問題協議会が「男女共同参画推進条例(仮称)」を答申	
2000 (平12)	■国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	■「男女共同参画社会基本計画」閣議決定 ■「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立、施行	■「彩の国国際フォーラム2000」開催 ■「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 ・苦情処理機関の設置 ・訴訟支援の実施	
2001 (平13)		■男女共同参画会議設置 ■男女共同参画局設置 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立、施行	■「女性政策課」を「男女共同参画課」に名称変更	

年	国連関係	国	埼玉県	本庄市
2002 (平 14)			<ul style="list-style-type: none"> ■「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ■「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ■「児玉町男女共同参画プラン」策定
2003 (平 15)		<ul style="list-style-type: none"> ■「次世代育成支援対策推進法」成立、施行 		
2004 (平 16)		<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（暴力の定義拡大、保護命令制度拡充等） 		
2005 (平 17)	<ul style="list-style-type: none"> ■第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 		<ul style="list-style-type: none"> ■企画財政部企画課に男女共同参画係設置
2006 (平 18)		<ul style="list-style-type: none"> ■「男女雇用機会均等法」一部改正（性別による差別禁止範囲拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクハラに関する事業主の雇用管理上の措置の義務化等）：平成 19 年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■合併に伴い企画財政部人権推進課に男女共同参画係設置
2007 (平 19)		<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（市町村に対する基本計画策定の努力義務、保護命令制度の拡充等）：平成 20 年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」に名称変更 	
2008 (平 20)			<ul style="list-style-type: none"> ■「女性キャリアセンター」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ■「本庄市男女共同参画プラン」（平成 20～24 年度）策定
2009 (平 21)			<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定 	
2010 (平 22)	<ul style="list-style-type: none"> ■第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定（男性、子どもにとっての男女共同参画など、新たに重点分野を設定） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性キャリアセンター」を「埼玉県男女共同参画推進センター」に組織統合 	<ul style="list-style-type: none"> ■「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（平成 22～24 年度）策定
2011 (平 23)	<ul style="list-style-type: none"> ■ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）発足 			<ul style="list-style-type: none"> ■企画財政部人権推進課内に「本庄市配偶者暴力相談支援センター」設置
2012 (平 24)	<ul style="list-style-type: none"> ■第56回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「埼玉県男女共同参画基本計画」（平成 24 年度～28 年度）策定 ■「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定 ■「産業労働部ウーマノミクス課」設置 ■「女性キャリアセンター」を「ウーマノミクス課」に組織変更 ■「埼玉県男女共同参画推進センター」に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加 	<ul style="list-style-type: none"> ■事務分掌の変更により、企画財政部人権推進課に人権推進・男女共同参画係設置

年	国連関係	国	埼玉県	本庄市
2013 (平25)		<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正（適用対象の拡充：平成26年施行） ■「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。 		<ul style="list-style-type: none"> ■機構改革により、市民生活部市民活動推進課が新設され、市民活動推進課内に人権推進・男女共同参画係設置 ■「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を組み込んだ「第2次本庄市男女共同参画プラン」（平成25～29年度）策定
2014 (平26)	<ul style="list-style-type: none"> ■第58回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。 ■「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo 2014) 開催 		
2015 (平27)	<ul style="list-style-type: none"> ■第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立、施行（平成28年完全施行） ■「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 		
2016 (平28)		<ul style="list-style-type: none"> ■改正「男女雇用機会均等法」施行 ■改正「育児・介護休業法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ■「本庄市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」（平成28～令和2年度）策定
2017 (平29)			<ul style="list-style-type: none"> ■「埼玉県男女共同参画基本計画」（平成29年～令和3年度）策定 ■「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定 	
2018 (平30)		<ul style="list-style-type: none"> ■「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ■「第3次本庄市男女共同参画プラン」（平成30～令和4年度）策定
2019 (令1)		<ul style="list-style-type: none"> ■「女性活躍推進法」改正 ■「DV防止法」改正 ■「育児・介護休業法」改正 		
2020 (令2)	<ul style="list-style-type: none"> ■第64回国連女性の地位委員会「北京+25」開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第5次男女共同参画基本計画」策定 ■「男女雇用機会均等法」改正 		
2021 (令3)		<ul style="list-style-type: none"> ■「育児・介護休業法」改正 ■「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ■「本庄市パートナーシップ宣誓制度」開始
2022 (令4)		<ul style="list-style-type: none"> ■「男女雇用機会均等法」改正 ■「DV防止法」改正 ■「育児・介護休業法」改正 ■「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ■「埼玉県男女共同参画基本計画」（令和4～8年度） ■「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画に関する市民意識調査を実施
2023 (令5)				<ul style="list-style-type: none"> ■「第4次本庄市男女共同参画プラン」（令和5年～9年度）策定

4 計画策定の経過

期 日	内 容
令和3年10月	広報ほんじょう10月1日号にて「公募委員募集」
令和3年12月	「施策の展開」における各課主要事業の見直し
令和4年5月27日	第1回本庄市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。） 1. 委嘱状交付 2. 会長・副会長選出 3. 第4次本庄市男女共同参画プラン（案）について市長より諮問 本庄市男女共同参画審議会の運営について（案） プラン（案）について 策定スケジュールについて
令和4年6月	「施策の展開」における各課主要事業の目標値設定
令和4年9月2日	第2回審議会 1. 第1回会議を終えた時点で挙げられた意見について 2. 推進指標について
令和4年10月17日	第3回審議会 1. パブリックコメント前の最終プラン（案）について
令和4年12月7日から 令和5年1月6日	パブリックコメント実施
令和5年2月20日	答申

本庄市男女共同参画審議会委員名簿

任期:令和4年5月27日～令和6年5月26日

役職	氏名	選出区分 (本庄市男女共同参画審議会条例第3条)	
委員	ヤノマ タダシ 矢野間 規	第1号委員 (市議会議員)	本庄市議会議員
委員	シミズ シズコ 清水 静子		本庄市議会議員
委員	カキヌマ アヤコ 柿沼 綾子		本庄市議会議員
委員	サカウエ ノブコ 坂上 信子	第2号委員 (関係団体の代表)	サラ本庄(旧本庄市婦人会)
委員	オオトウ レイコ 大藤 玲子		サラ本庄(旧本庄市婦人会)
委員	トマル サチコ 都丸 幸子		子育て応援団「本庄びすけっと」
委員	クラ ハヤシ ミツル 倉林 満		本庄市自治会連合会
委員	カガワ キョウコ 加川 京子		本庄市人権擁護委員
委員	トモエ ヨウコ 巴 庸子		本庄商工会議所
委員	タジマ クミ 田島 久美		児玉商工会
委員	コヤマ イサオ 小山 勲		第3号委員 (関係行政機関の職員)
委員	キムラ ケンジ 木村 健治	本庄市立小・中学校校長会	

第4次本庄市男女共同参画プラン

ともに支えあい 誰もが かがやくまち 本庄

令和5年(2023年)3月

編集・発行 本庄市 市民生活部 市民活動推進課

〒367-8501

埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

TEL:0495-25-1118

FAX:0495-22-0602

E-mail:katudou@city.honjo.lg.jp



本庄市マスコット

はにぼん